

# DV等被害者法律相談援助業務の解説

## (2022年9月改訂版)



## 目次

第1 DV等被害者法律相談援助の概要 .....	1
1 総合法律支援法 .....	1
2 総合法律支援法と諸規則 .....	1
3 総合法律支援法とDV等被害者法律相談援助業務 .....	1
1－3－1 総合法律支援法におけるDV等被害者法律相談援助の定義 .....	1
1－3－2 DV等被害者法律相談援助業務の内容 .....	2
1－3－3 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）の紹介との関係 .....	2
4 DV等被害者法律相談援助業務に関するセンターと弁護士との契約 .....	3
1－4－1 『DV等被害者法律相談援助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士との契約条項』について .....	3
1－4－2 基本契約締結の方法 .....	3
5 DV等被害者援助弁護士名簿 .....	5
1－5－1 DV等被害者法律相談援助の実施体制 .....	5
1－5－2 DV等被害者援助弁護士名簿の内容 .....	5
1－5－3 DV等被害者援助弁護士名簿登載要件 .....	5
1－5－4 登載される名簿の追加・変更 .....	5
1－5－5 センターに勤務する弁護士（スタッフ弁護士）について .....	6
第2 DV等被害者法律相談援助 .....	7
1 法律相談援助を実施するには .....	7
2－1－1 DV等被害者法律相談援助のサービス提供者 .....	7
2－1－2 DV等被害者法律相談援助の実施場所 .....	7
2 DV等被害者法律相談援助の要件 .....	7
2－2－1 DV等被害者法律相談援助の要件 .....	7
2－2－2 ①申込者がDV等被害者であること .....	8
2－2－3 ②被害の防止に関して必要な法律相談 .....	8
2－2－4 ③DV等被害者法律相談援助の趣旨に反しないこと .....	8
3 DV等被害者法律相談の実施の流れ .....	9
2－3－1 申込者の住所等と申込みの受付場所との関係 .....	9
2－3－2 センターの事務所でのDV等被害者法律相談援助の受付 .....	9
2－3－3 担当者の選任 .....	9
2－3－4 DV等被害者援助弁護士の事務所でのDV等被害者法律相談援助の受付 .....	11
2－3－5 法律相談の実施 .....	13

4	電話等相談（DV等被害者電話等相談援助） .....	15
2－4－1	電話等相談の位置付け .....	15
2－4－2	対面相談との相違点 .....	15
5	出張相談（DV等被害者出張相談援助） .....	17
2－5－1	出張相談 .....	17
2－5－2	出張相談の対象者 .....	17
2－5－3	出張相談の実施場所 .....	17
2－5－4	出張相談の費用 .....	18
6	児童虐待事案における特例 .....	18
2－6－1	児童虐待の特殊性 .....	18
2－6－2	DV等被害者事務所相談援助として取り扱うための要件 .....	19
2－6－3	DV等被害者事務所相談援助として取り扱う場合の留意点 .....	19
7	簡易援助 .....	20
2－7－1	簡易援助とは .....	20
2－7－2	簡易援助の実施要件 .....	20
2－7－3	簡易援助の実施手続 .....	20
2－7－4	DV等被害者簡易援助の費用 .....	21
2－7－5	複数の文書を作成した場合 .....	22
2－7－6	簡易援助において作成した文書の名義 .....	22
2－7－7	簡易援助に関する調査 .....	22
8	DV等被害者援助弁護士の義務 .....	23
第3	法律相談実施後の対応 .....	24
1	法律相談票の提出 .....	24
2	民事法律扶助又は日弁連委託援助を利用して受任・受託する場合 .....	25
3－2－1	民事法律扶助（代理援助、書類作成援助）の申込手續 .....	25
3－2－2	日弁連委託援助（犯罪被害者法律援助、子どもに対する法律援助）の申込手續 .....	25
3－2－3	民事法律扶助及び日弁連委託援助を利用する際の留意点 .....	25
3	私選で受任する場合の手続 .....	26
4	不実施報告書の提出 .....	26
5	法律相談費の支払い .....	27
3－5－1	法律相談費の送金 .....	27
3－5－2	法律相談費を支払わない旨の決定があった場合 .....	27
6	不服申立て・再審査申立て .....	28
第4	被援助者による相談料の負担 .....	29
1	DV等被害者法律相談援助資産基準 .....	29

2	相談料の負担について.....	29
4-2-1	援助申込時及び法律相談援助実施時における留意点.....	29
4-2-2	DV等被害者援助費用負担決定.....	29
第5	契約弁護士に対する措置等 .....	31
1	措置.....	31
5-1-1	法律事務取扱いの基準 .....	31
5-1-2	契約に違反した場合の措置 .....	31
5-1-3	契約に違反した場合の措置の要件 .....	31
5-1-4	その他の措置 .....	31
5-1-5	措置に関する手続 .....	32
5-1-6	契約の終了 .....	32
5-1-7	報告書提出懈怠件数が一定数を超える場合にDV等被害者法律相談援助を実施させない扱いとする規定 .....	32

#### 記入例・書式・資料

記入例 1	DV等被害者法律相談援助申込書・法律相談票 .....	33
記入例 2	DV等被害者法律相談援助業務 チェックシート .....	35
書式 1	費用のご負担について（資力超過の被援助者に交付） .....	36
書式 2	簡易援助をご利用される方へ（簡易援助実施時に被援助者に交付） ..	38
資料 1	業務方法書 別表4（DV等被害者法律相談援助資産基準） .....	39
資料 2	DV等被害者法律相談援助業務運営細則 .....	40
資料 3	DV等被害者法律相談援助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士との契約条項 .....	50

\* 本業務解説において、「相談料」としているものは、業務方法書第70条の22に規定する「DV等被害者援助費用」を指します。

## 第1 DV等被害者法律相談援助の概要

### 1 総合法律支援法

平成16年6月に制定された総合法律支援法は、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現する」（総合法律支援法第2条）ことを基本理念としています。

総合法律支援法に基づき平成18年4月に設立された「日本司法支援センター」（以下「センター」という。）は、独立行政法人の枠組みを利用して組織された公的法人です。

センターは、国民の司法アクセスの向上のため、①情報提供業務、②民事法律扶助業務、③国選弁護等関連業務、④司法過疎対策業務、⑤犯罪被害者支援業務、⑥受託業務を行っています。このうち、②民事法律扶助業務及び⑤犯罪被害者支援業務については、平成28年6月の総合法律支援法改正に伴い、新たな業務が加わりました。

#### 《総合法律支援法改正（平成28年6月）に伴う新規業務》

- ②民事法律扶助業務
  - ・認知機能が十分でない方への資力を問わない法律相談及び弁護士費用等の立替援助対象の拡大
  - ・大規模災害被災者に対する資力を問わない無料法律相談
- ⑤犯罪被害者支援業務
  - ・特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を現に受けている疑いがある方に対する資力を問わない法律相談

### 2 総合法律支援法と諸規則

センターは、総合法律支援法の定めるところにより、業務の方法やあり方等につき、業務方法書及び法律事務取扱規程を定め、法務大臣の認可を受けています。

このうち業務方法書は、センターが行うべき業務の具体的な方法について基本的事項を定めた要領であり、DV等被害者法律相談援助業務について業務のあり方・方法を定めています。そのほかに、DV等被害者法律相談援助業務運営細則（以下「細則」という。）等の諸規程において、業務運営に関する必要な事項を定めています。

法律事務取扱規程は、他の独立行政法人に例のないセンター固有のものです。センターは、弁護士・司法書士という法律専門家と契約して法律事務を取り扱わせるという特殊な業務を行います。総合法律支援法が定める契約弁護士等の職務の独立性を前提としつつ、法律事務取扱規程において、法律事務の取扱いの基準、契約に違反した場合の措置、審査委員会による調査等について定めています。

### 3 総合法律支援法とDV等被害者法律相談援助業務

#### 1－3－1 総合法律支援法におけるDV等被害者法律相談援助の定義

総合法律支援法では、特定侵害行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定するつきまとい等、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童

虐待又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。)を現に受けている疑いがあると認められる者を援助するため、特定侵害行為による被害の防止に関して必要な法律相談を実施すること（総合法律支援法第30条第1項第5号）と定めています。

### 1－3－2 DV等被害者法律相談援助業務の内容

DV等被害者法律相談援助業務の内容は、以下のとおりです。

#### ① DV等被害者法律相談援助

特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を現に受けている疑いがあると認められる者に対し、特定侵害行為による被害の防止に関して必要な法律相談を実施すること

#### ② 附帯援助

①に付随する援助を行うこと

### 1－3－3 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）の紹介との関係

DV等被害者法律相談援助業務は、センターの犯罪被害者支援業務の一つである精通弁護士紹介と、以下のとおり、対象、要件、内容、利用者の費用負担のいずれにおいても異なる業務です。DV等被害者法律相談援助業務の対象とならない犯罪被害者等については、引き続き、精通弁護士紹介を行います。

(参考) 精通弁護士紹介とDV等被害者法律相談援助業務の比較

	精通弁護士紹介	DV等被害者法律相談援助業務
業務の対象	弁護士による相談・支援が必要な犯罪被害者等	特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を現に受けている疑いがあると認められる者
利用の要件	特になし（犯罪被害者等の状況に応じ、必要があれば紹介を行う）	①申込者が特定侵害行為を現に受けている疑いがあると認められる者であること ②被害の防止に関して必要な法律相談であること ③DV等被害者法律相談援助業務の趣旨に反しないこと
業務内容	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介	特定侵害行為による被害の防止に関して必要な法律相談を実施
利用者の費用負担	無料 ＊弁護士を依頼する場合の費用等は別途必要	資産基準（※） <u>以下の者</u> ：無料 資産基準（※） <u>を超える者</u> ：相談料（5,500円）を負担

※相談料の負担をする資産の基準（DV等被害者法律相談援助資産基準）は、業務方書別表4に定めています（資料1参照）。

## 4 DV等被害者法律相談援助業務に関するセンターと弁護士との契約

### 1-4-1 『DV等被害者法律相談援助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士との契約条項』について

業務方法書は、センターが弁護士との間で、DV等被害者法律相談援助を実施することについて、契約（以下「基本契約」という。）を締結することを定めています（業務方法書第70条の12第1項）。

センターでは、この基本契約の内容として、DV等被害者援助弁護士の権利義務、DV等被害者法律相談援助の手続及び契約に違反した場合の措置等を内容とする『DV等被害者法律相談援助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士との契約条項』（以下「契約条項」という。）を定めています。

### 1-4-2 基本契約締結の方法

#### 1 契約申込書の提出

センターとの間で基本契約を締結しようとする弁護士は、その所属する弁護士会に対応するセンターの事務所（以下「地方事務所」という。）に対し、契約申込書（原本）を提出します。

契約申込書には、契約条項第5条第1項に定める必要的記載事項を記載します。

##### 《契約申込書の必要的記載事項》

- ① 申込者の氏名、所属弁護士会、登録番号
- ② 申込者の事務所の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号
- ③ 連絡方法
- ④ 法律相談費等を振り込むべき金融機関等の名称、口座種別、名義、口座番号
- ⑤ 登録を希望する名簿の種類

なお、緊急の場合の連絡方法や生年月日、性別は、必要な記載事項ではありませんが、DV等被害者法律相談援助業務では、申込者の実情に配慮して速やかに配てんを行う必要があるため、できる限り記載にご協力ください。

#### 2 弁護士会による申込書の取りまとめ

地方事務所は、当該地方事務所に対応する弁護士会からの申出があるときは、弁護士会に所属する弁護士の契約申込書の取りまとめを依頼し、弁護士会から契約申込書をまとめて受領する方法により申込みを受け付けます（細則第3条第2項）。

#### 3 諾否の通知

センターは、申込みを受けたときは、速やかに諾否を決定して基本契約の申込者に通知します（契約条項第8条第1項）。

なお、弁護士会が申込書の取りまとめを行った場合で、基本契約の申込者から希望があるときは、弁護士会を通じて諾否を通知する取扱いとすることも可能です。

#### 4 契約期間

基本契約の期間は2年です。ただし、契約期間満了1か月前までにセンター又はDV

等被害者援助弁護士から契約を更新しない旨の通知が書面でなされた場合を除き、2年間更新するものとし、その後も同様です（契約条項第6条第2項）。

#### **5 契約申込書記載事項の変更**

契約申込書の記載事項に変更があった場合、DV等被害者援助弁護士は、遅滞なく、所属弁護士会の所在地に対応する地方事務所に届け出てください（契約条項第26条第1項）。

変更届の書式については、各地の地方事務所に備え置いているほか、センターのホームページからダウンロードすることもできます。

#### **6 その他業務の基本契約締結について**

DV等被害者法律相談援助業務は、法律相談のみを内容とする業務です。被援助者が引き続き支援を希望する場合には、被援助者の経済状況等によって、民事法律扶助業務、日弁連委託援助業務及び被害者参加人のための国選弁護制度を利用して受任することが考えられます。

犯罪被害者に対する途切れない支援を実施するためにも、民事法律扶助契約、日弁連委託援助契約、国選被害者参加弁護士契約の締結をご検討いただくようお願いします。

## 5 DV等被害者援助弁護士名簿

### 1－5－1 DV等被害者法律相談援助の実施体制

センターは、DV等被害者法律相談援助業務の実施体制整備として、DV等被害者援助弁護士との間で連絡方法の決定（細則第5条第1項）、DV等被害者法律相談援助の担当者を選任する手順の決定（同条第4項）などの作業を行います。

これらの作業は、同業務を迅速かつ確実に行うために必要なものであり、その中でも特に重要な作業が、DV等被害者法律相談援助の担当者を選任するため用いる名簿（以下「DV等被害者援助弁護士名簿」という。）の準備です。各地方事務所は、DV等被害者法律相談援助業務を迅速かつ確実に実施するため、あらかじめDV等被害者援助弁護士名簿を調製し、事務所に備え置きます（同条第2項）。

なお、地方事務所は、当該地方事務所に対応する弁護士会から申出があるときは、弁護士会にDV等被害者援助弁護士名簿の調製への協力を依頼し、同名簿を調製します（同条第3項）。

### 1－5－2 DV等被害者援助弁護士名簿の内容

DV等被害者援助弁護士名簿は、各地域において、弁護士会との協議を経て作成されます。一般的には、①DV、②ストーカー、③児童虐待の各類型について、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）が示した名簿登載要件を充足したDV等被害者援助弁護士が登載されることが想定されます。

### 1－5－3 DV等被害者援助弁護士名簿登載要件

日弁連が示したDV等被害者援助弁護士名簿登載要件のモデルは、以下のとおりです。  
具体的な名簿登載要件については、所属弁護士会にご確認ください。

名簿登載要件を充足しているか否かの判断は、所属弁護士会において行います。

#### 《名簿登載要件（モデル）》

- (1) 以下のDV・ストーカー・児童虐待の被害者支援に関する業務につき、それぞれの被害類型につき、①・②のいずれかを経験したことのある弁護士
  - ① DV・ストーカー・児童虐待の被害者の依頼により行う法律事務
  - ② 弁護士会又は被害者支援団体により行われる被害者等支援活動
- (2) 日本弁護士連合会、弁護士会又は全国被害者支援ネットワーク加盟の被害者支援団体の実施する被害者支援に関する研修を、DV・ストーカー・児童虐待の3類型につきそれぞれ複数受講した弁護士

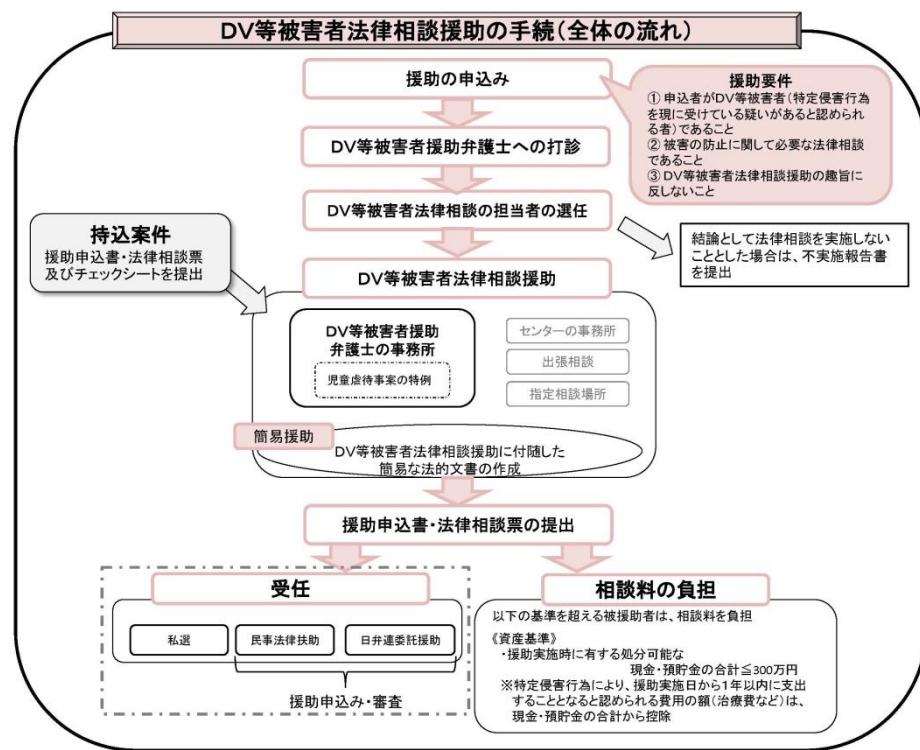
### 1－5－4 登載される名簿の追加・変更

DV等被害者援助弁護士が、自らが登載される名簿の種類の追加・変更を希望する場合には、所属弁護士会にその旨を申告してください。所属弁護士会において、追加・変更する名簿の名簿登載要件を充足しているか否かを判断し、充足していれば当該名簿に登載されます。

なお、この場合には、新たにセンターとの間で基本契約を締結する必要はありません。

### 1-5-5 センターに勤務する弁護士（スタッフ弁護士）について

センターに勤務する弁護士（以下「スタッフ弁護士」という。）は、その他の業務と同様に、基本契約を締結しているものとみなされます。ただし、DV等被害者法律相談援助における配てんを受けるためには、所属弁護士会が定めるDV等被害者援助弁護士名簿登載要件を充足し、DV等被害者援助弁護士名簿に登載される必要があります。



## 第2 DV等被害者法律相談援助

### 1 法律相談援助を実施するには

#### 2-1-1 DV等被害者法律相談援助のサービス提供者

DV等被害者法律相談援助を実施するためには、センターと基本契約を締結していく必要があります。

契約をお申込みいただくに当たっては契約条項（資料3）をご確認ください。

#### 2-1-2 DV等被害者法律相談援助の実施場所

##### DV等被害者援助弁護士の事務所

センターの事務所：地方事務所、支部、出張所及び地域事務所

指定相談場所：地方事務所長が理事長の定める基準により指定したDV等被害者法律相談援助を行う場所（弁護士会の相談センター等）

上記の場所以外で行った法律相談は、以下の3類型に該当する場合を除き、DV等被害者法律相談援助の対象とはなりませんのでご注意ください。

##### (1) 出張相談

申込者が①65歳以上の高齢者、②障害者、③18歳未満の者、④上記の相談場所から遠距離の地域に居住している者であり、かつ、地方事務所長が特に認める者などに該当し、上記の相談場所における相談にアクセスすることが困難な場合には、申込者の居住場所その他適宜の場所において、DV等被害者法律相談援助を実施することができます（2-5参照）。

##### (2) 児童虐待事案の特例

児童虐待を現に受けている疑いがあると認められる者に対し、DV等被害者援助弁護士の事務所以外の適宜の場所で法律相談を行った場合において、当該法律相談が所定の要件を満たすと地方事務所長が認めた場合には、当該法律相談は、DV等被害者法律相談援助における事務所相談として取り扱われます（2-6参照）。

##### (3) DV等被害者電話等相談援助

電話等によって法律相談を実施する場合は、担当する弁護士の所在場所のみが定められ、上記の場所のほか、その他執務に適した場所とされています（細則10条の2第1項1号）（2-4参照）。

### 2 DV等被害者法律相談援助の要件

#### 2-2-1 DV等被害者法律相談援助の要件

DV等被害者法律相談援助は、次の全ての要件に該当する必要があります（業務方法書第70条の13）。

① 申込者がDV等被害者（特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を現に受

けている疑いがあると認められる者)であること(今後も被害を受ける可能性があること)

- ② 当該特定侵害行為による被害の防止に関する必要な法律相談であること
- ③ DV等被害者法律相談援助の趣旨に反しないこと

### 2-2-2 ①申込者がDV等被害者であること

DV等被害者法律相談援助における「DV等被害者」は、現に特定侵害行為を受けている「疑い」があると認められれば足り、特定侵害行為の内容は、申込者の申告に基づき判断します。

なお、ストーカー事案については、ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項の「つきまとい等」の被害を受けている疑いがあると認められる必要があり、加害者が被害者に対する「恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」とは別の目的でつきまとい等の行為に及んでいることや被害念慮であることが明らかなケースは援助の対象外となります。

また、児童虐待事案については、児童虐待の防止等に関する法律において、「児童」が18歳に満たない者とされていることから、18歳以上の者は援助の対象外となります。DV等被害者法律相談援助の実施に当たっては、これらの点に特にご留意ください。

DV等被害者法律相談援助は、特定侵害行為による被害の防止に関する必要な法律相談を実施するものであるため、「今後被害を受ける可能性」(以下「再被害可能性」という。)も副次的な要件となります。再被害可能性については、保護命令発令中、シェルタ一等へ入所中、加害者勾留中といった状況のみでは排除できないと考えられるため、加害者が死亡している等明らかに再被害の可能性がない場合を除き、要件を満たすものと判断してください。

### 2-2-3 ②被害の防止に関する必要な法律相談

法律相談の内容について、刑事・民事等は問いませんが、特定侵害行為による被害の防止に関する必要な内容といえることが必要です。

### 2-2-4 ③DV等被害者法律相談援助の趣旨に反しないこと

「DV等被害者法律相談援助の趣旨」とは、総合法律支援法が予定している同援助の目的のことであり、他の援助要件を満たしている場合であっても、この目的に適合しない場合には援助をすることができません。

したがって、以下のようないものは、この要件を満たさないと判断します。

- (1) 法律相談の目的が、単に相手方へのいやがらせや自己宣伝、報復感情を満たすためにある場合
- (2) 申込者が、センターが定める一定の資産基準を超える資産を有し、相談料の支払

能力があるにもかかわらず、援助申込時から相談料の支払意思を持たない場合

### 3 DV等被害者法律相談の実施の流れ

#### 2-3-1 申込者の住所等と申込みの受付場所との関係

援助の申込みは、援助の申込みをする者の居住地又は勤務地が存在する都道府県内の地方事務所（支部、出張所を含む。）及びDV等被害者援助弁護士の事務所（以下「地方事務所等」という。）において受け付けます（細則第8条柱書）。したがって、申込者の住所と、勤務先など日中所在する場所とが異なる都道府県にまたがっている場合、どちらの地方事務所等でも申込みを受け付けることができます。

そのほか、以下の地方事務所等でも申込みを受け付けることができます（同条ただし書）。

- ① 都道府県境を超えることになっても、居住場所と地方事務所等との位置関係等から援助の申込みをする者にとって利用しやすい場所にある地方事務所等（同条第1号）
- ② その他センターが相当と認めた地方事務所等（同条第2号）

DV等被害者法律相談援助の申込者は、特定侵害行為による被害を理由に居住地から避難している場合が想定されることから、できるだけ柔軟に申込みを受け付けるようにします。

#### 2-3-2 センターの事務所でのDV等被害者法律相談援助の受付

センターの事務所で援助申込みを受け付ける場合、受付手続はセンターで行います。申込者から聴取した内容に基づき、取次依頼書及びチェックシートを作成し、DV等被害者法律相談援助の要件に該当するかを確認します。要件に該当することが確認できた場合にのみ、法律相談担当者の選任手続を行います。

#### 2-3-3 担当者の選任

##### 1 候補者への打診

センターでは、DV等被害者援助弁護士名簿に基づき、候補者へ打診の連絡をします（具体的な手續は各地域により異なることがあります。）。打診に当たっては、まず、申込者の氏名、性別、年齢（年代）、特定侵害行為のうちどの類型に属するのか、申込者がDV等被害者法律相談援助資産基準を超える資産を有するか否か等を口頭でお伝えします。候補者より、受諾する旨の回答があった場合には、センターにおいて選任の手続を進めます。

## 2 法律相談の担当者としての選任

センターでの選任の手続が完了しましたら、以下の書類をお送りします。

### 《送付書類》

- 1 DV等被害者法律相談援助業務に関する選任通知書
- 2 取次依頼書 ※
- 3 DV等被害者法律相談援助業務 チェックシート
- 4 DV等被害者法律相談援助申込書及び法律相談票
- 5 DV等被害者法律相談援助業務に関する不実施報告書

※FAXでお送りする場合は、個人情報をマスキングしてお送りし、  
後ほどお電話にて詳細をお伝えします。

なお、1件のDV等被害者法律相談に対し選任する弁護士は1名です。複数名でご対応いただいたとしても、1件のDV等被害者法律相談に対する法律相談費の増額はありません。

## 3 申込者との法律相談日時等調整

センターから申込者に、選任した弁護士の氏名、法律事務所の連絡先を電話で通知します。申込者から弁護士へ架電し、相談日時・場所等の調整を行うようお伝えしますので、申込者から連絡がありましたらご対応をお願いします(※)。

なお、法律相談は、原則としてDV等被害者援助弁護士の事務所で行っていただくことを想定しています。申込者との調整に当たっては、DV等被害者援助弁護士の事務所に来所いただく方法のほか、電話等による法律相談の実施もご検討ください。

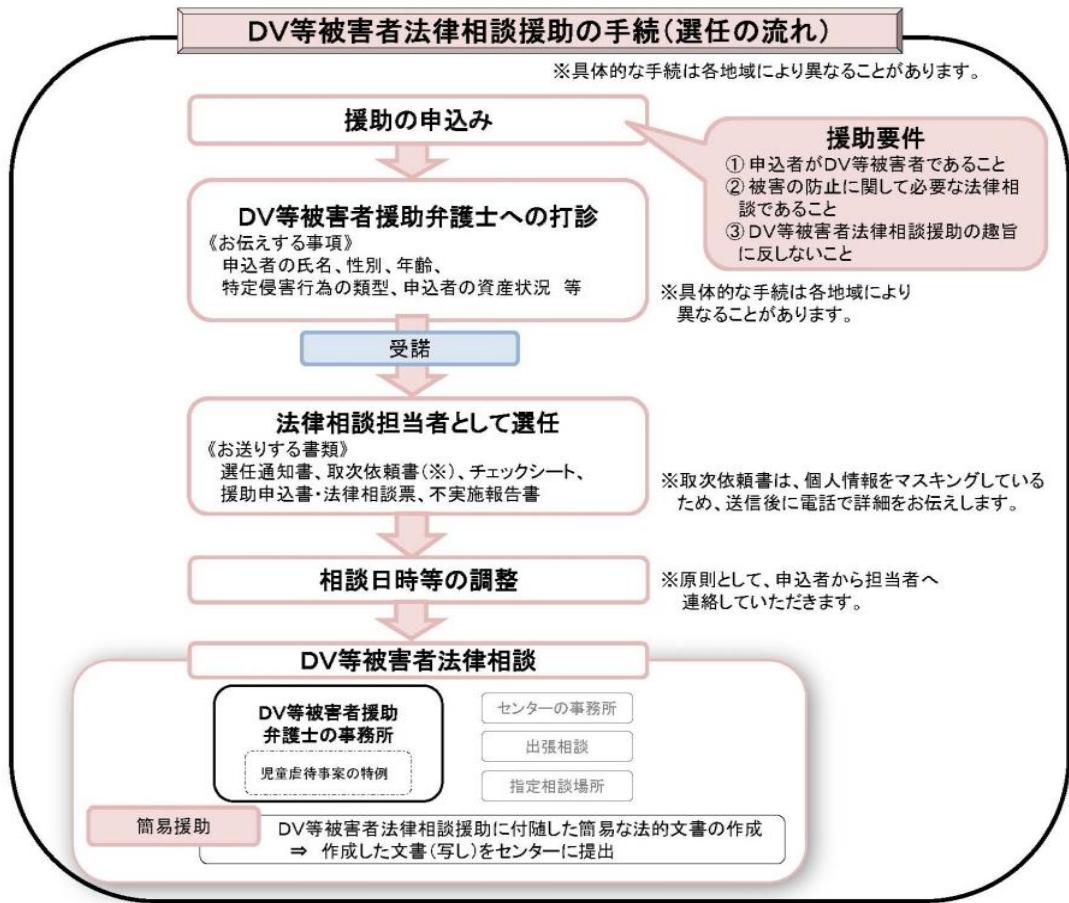
DV等被害者援助弁護士が提示する日程等に対し、申込者が不当に応じないような場合には、法律相談援助の実施を拒絶することも可能ですが（業務方法書第70条の19第3項）。

また、申込者から連絡がない場合には、取次依頼書の希望連絡先をご確認の上、連絡が差し支える場合を除き、申込者に連絡していただいても結構です。

法律相談援助の拒絶や申込者との連絡が取れない等の理由で、選任の日の翌日から5営業日以内に法律相談を実施できない場合には、その旨を地方事務所までお知らせください。この連絡は口頭でも構いません。なお、地方事務所長において既に了知している場合には不要です（細則15条1項）。

選任の日の翌日から5営業日までに申込者と連絡が取れない場合や、申込者又は弁護士の都合により相談を実施しないこととなった場合は、不実施報告書をご提出ください（細則15条2項）（3-4参照）。

※ 選任後の手続については、各地の実情に応じ、異なる場合があります。手続の詳細については、センター又は所属弁護士会までお問い合わせください。



## 2-3-4 DV等被害者援助弁護士の事務所でのDV等被害者法律相談援助の受付

DV等被害者援助弁護士の事務所で申込みの受付を行い、法律相談を実施する案件（以下「持込案件」という。）の場合、以下の点にご留意の上、受付を行ってください。

### 1 持込みの方法

チェックシートを利用し、要件該当性をご確認ください。チェックシートは、センターのホームページに掲載しています。各類型に設けられた「□」の全てにチェックがつく場合に、DV等被害者法律相談援助の対象となります。チェックシートの項目については、申込者の自己申告に基づいて判断すれば足ります。

なお、ストーカー事案について、加害者が、被害者に対する「恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかつたことに対する怨恨の感情を充足する目的」とは別の目的でつきまとい等の行為に及んでいることや被害念慮であることが明らかなケースは、援助の対象外と判断してください。

要件該当性が認められた場合には、法律相談の実施日時等を調整してください。

なお、受付に当たっては、「費用のご負担について」（書式1）に基づき、相談料の負

担に関する説明を必ず行ってください。

#### 2 DV等被害者法律相談援助の対象

特定侵害行為による被害の防止に関して必要な法律相談であれば、民事手続、刑事手続、行政手続等の種類を問わず援助対象となります。

#### 3 法律相談回数の限度について

同一申込者に対するDV等被害者法律相談援助は、同一の特定侵害行為による被害につき、2回を限度とします。ただし、2回に達しない場合でも、援助要件③「DV等被害者法律相談援助の趣旨に反しないこと」を満たさない場合には、DV等被害者法律相談援助を実施することができません。

#### 4 継続相談について

センター選任に係る法律相談を実施した被援助者から、2回目の法律相談を希望する連絡があった場合、持込案件としてご対応いただくことができます。継続相談であっても、要件該当性の確認が必要となりますので、チェックシートの作成をお願いします。

#### 5 代理相談について

DV等被害者法律相談援助は、特定侵害行為を受けている被害者本人を対象とした援助であるため、代理相談はできません。被害者本人以外の方から申込みの希望を受けた場合には、被害者本人が当日に相談できることを確認してください。なお、児童虐待事案について、被虐待児以外の方から問合せを受けた場合には、次の「6 未成年者からの問合せについて」も参照の上、ご対応ください。

#### 6 未成年者からの問合せについて

DV等被害者法律相談援助で児童虐待法律相談の対象となるのは、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を現に受けている疑いがあると認められる者であり、18歳未満の者に限られます。そこで、未成年者からの問合せが児童虐待に関する場合は、以下の点にご留意の上、ご対応ください。

##### 《18歳に切迫している場合》

援助実施時に18歳未満であることが必要となりますので、17歳の被虐待児から問合せを受けた場合は、生年月日等を必ずご確認ください。18歳以上の者については、弁護士会の相談窓口の紹介や民事法律扶助制度の利用をご検討ください。

##### 《対象者の意思能力について》

総合法律支援法上、DV等被害者法律相談援助の対象となる者の年齢の下限は規定されていません。しかし、援助の対象者が被虐待児本人であることから、①被虐待児自身に相談の意思があること、②被虐待児自身が現実に弁護士と会って相談できることが必要ですので、この2点を必ずご確認ください。

#### 7 持込案件と基本契約

DV等被害者援助弁護士の事務所で受付を行い、DV等被害者法律相談援助を実施した持込案件についても、援助要件に該当していれば法律相談費等の支給対象となります。法律相談実施日より前に基本契約を締結していただく必要があります。援助申込書

及び法律相談票と契約申込書が同日に提出された場合、法律相談費をお支払いできませんので、ご注意ください。

## 2－3－5 法律相談の実施

### 1 選任から法律相談実施までの日数

法律相談は、選任の日の翌日から2営業日以内を目安に行っていただきますようお願いします。

やむを得ない事情により、上記期間内に法律相談を実施できない場合でも、申込者の了承があれば調整した日時で実施してください。その場合、日程調整等を行った当日中に相談可能な窓口や警察も可能な限りご案内ください。

なお、相談日時が選任の日の翌日から5営業日を超える場合や、5営業日を超えた時点で相談日が未定の場合には、その旨を地方事務所までお知らせください。この連絡は口頭でも構いません。なお、地方事務所長において既に了知している場合には不要です（細則15条1項）。

申込者が速やかな法律相談を希望しているにも関わらず、対応することができない場合は、新たな担当者を選任する必要があるためセンターへご連絡ください。また、ご連絡後、不実施報告書を速やかにご提出ください（3－4参照）。

### 2 法律相談が実施できないことが明らかになった場合の対応

申込者との連絡が取れない等、法律相談が実施できないことが明らかになった場合には、速やかに不実施報告書をセンターへご提出ください。

DV等被害者法律相談援助により選任されたものの、民事法律扶助相談など他の制度を利用して相談する場合も不実施報告が必要になります。ただし、民事法律扶助相談の相談票を既にセンターへ提出しており、DV等相談援助に代わるものとして通知しているなど、地方事務所長が了知している場合は不要です（細則15条2項）（3－4参照）。

なお、申込者からの連絡がないなど、架電して事情の確認等を行う場合には、連絡が差し支える場合を除き、取次依頼書に記載した電話番号等を慎重にご確認いただいた上で、申込者へご連絡いただいても結構です。

### 3 援助申込書の記入

法律相談を実施する前に、申込者に、DV等被害者法律相談援助申込書への記入を依頼してください。援助申込書は、センターのホームページに掲載しています。申込者に障がいがある場合、又は若年である等の理由により、全ての項目への記入が困難な場合には、氏名の自署のみでも結構です。その場合は相談担当弁護士や申込者の同行者がその他の項目を代理記入してください。なお、電話等相談の場合は、自書は不要ですが、援助申込書の「申込者」欄右下の電話等相談チェックへの記入と、法律相談票の「相談方法」の電話等相談にチェックを入れてください。

申込者がDV等被害者法律相談援助資産基準を超える資産を有する場合には、法律相

談を実施した日以降、「現住所」又は「希望連絡先」に記載した住所宛てに、センターから「DV等被害者援助費用負担決定」の通知を郵送することがあります（4-2-2参照）。加害者と同居している等現住所への郵送が差し支える場合には、「□この住所へ郵送不可」へチェックの上、希望連絡先を記入してもらうようにしてください。

#### 4 相談料の負担に関する説明

援助申込書の記載から、申込者が法律相談援助時に処分可能な資産がDV等被害者法律相談援助資産基準を超えることが明らかな場合は、法律相談を実施する前に、「費用のご負担について」（書式1）記載の内容を再度ご説明ください。

#### 5 DV等被害者法律相談援助の拒絶及び中止

援助申込書の記載から、申込者がDV等被害者法律相談援助資産基準を超える資産を有すると認められるにも関わらず、相談料の支払を拒否する場合には、DV等被害者法律相談援助を拒絶してください（業務方法書第70条の18第3項）。

上記以外にも、申込者に不適切な行為がある場合には、DV等被害者法律相談援助を拒絶又は中止することができます（同第70条の19第3項）。

#### 6 相談時間

法律相談は、30分程度を目安に行ってください。60分を超えて法律相談を行うことも可能ですが、法律相談費は増額されません。

相談時間には、申込者がDV等被害者法律相談援助申込書を記入する時間及び業務方法書第70条の13の要件該当性を確認するための時間を含みません。

#### 7 援助の内容

DV等被害者法律相談援助は、口頭による法的助言が原則です。実施方法は、対面のほか、電話やオンライン等の通信手段でも行うことができます（2-4参照）。

事案の内容により、簡易援助（2-6参照）や民事法律扶助（代理援助・書類作成援助）、日弁連委託援助の利用もご検討ください。

#### 8 通訳サービスの提供

DV等被害者法律相談援助を実施するに当たり通訳が必要である場合には、原則として、申込者において通訳を確保していただきます。申込者において通訳を確保できない場合の対応は、各地の実情によって異なりますので、センターにご確認ください。

なお、通訳費用は、以下の基準でお支払いします（細則第21条第6項）。DV等被害者事務所相談援助において通訳サービスを提供する場合は、事前申請が必要となりますので、ご留意ください（同条第4項）。

##### 《通訳料の基準》

1件当たり11,000円を上限とする。ただし、同一日に同一場所で2件以上通訳サービスを提供した場合は16,500円を上限とする。

## 9 相談実施後

法律相談が終わりましたら、援助申込書の一番上の欄に被援助者の自署を得てください（細則 14 条 2 項）。被援助者の署名がない場合、原則として法律相談費をお支払いすることができませんので、ご注意ください。なお、この署名は、DV等被害者電話等相談援助においては不要です（細則 14 条 3 項）。

また、被援助者の資産が DV 等被害者法律相談援助資産基準を超える場合には、上記 4 の説明を行ってください。相談料は、DV 等被害者援助費用負担決定後に支払っていただきます。そのため、DV 等被害者援助弁護士に相談料を回収していただくことはありません。私選受任を予定している場合も同様です。

なお、被援助者が相談料の支払を拒む場合には、相談料の負担の説明に努めていただき、その後の回収業務はセンターにて行います。被援助者が相談料を支払わなかつたとしても、DV 等被害者援助弁護士に対する法律相談費の支払には影響しません。

## 10 個人情報保護に関する注意点

- ① 被援助者にご記入いただいた個人情報は適切に管理し、誤送付・誤送信のないようお取扱いにはご注意ください。
- ② センターでは、情報の公開に関する規程を定めており、法律相談票は開示の対象となります。原則としては法律相談担当者より提出された法律相談票をそのまま開示するため、法律相談票の記入に当たっては、被援助者からの聴取内容及び法律相談担当者による説明・指示内容等の客観的な事実経過を記載していただくようお願いします。

## 4 電話等相談（DV等被害者電話等相談援助）

### 2-4-1 電話等相談の位置付け

DV 等被害者法律相談援助は、業務方法書等の改正により、令和 4 年 4 月 1 日から対面のほか、音声及び動画又は音声のみを電気通信回線を送受信する方法により行うことができるようになりました（業務方法書 70 の 14 条 2 項）。これを「DV 等被害者電話等相談援助」と称していますが（業務方法書 70 の 14 条 3 項）、DV 等被害者法律相談援助における相談手段が追加されたものになるため、新たな契約等は必要ありません。

この電話等相談は、令和 2 年 5 月 11 日から実施されていた、新型コロナウイルス感染症への対策として実施されていた電話等相談を、平常時でも利用できるようにしたもので、各地方事務所における担当者名簿の調整や選任手続きなどは、この枠組みを引き継いで行われます。この事務手続きについては地方事務所へお問い合わせください。

### 2-4-2 対面相談との相違点

#### 1 相談の実施場所と弁護士の所在場所等

対面相談の場合は、実施場所が定められているところ（業務方法書 70 の 16 条 1 項）、電話等相談においてはこれが除外されています（業務方法書 70 の 14 条 3 項）。これは、

電話等相談の特性から、被援助者と弁護士が会する相談実施場所を特定することがそぐわないためです。

一方で、弁護士の所在場所は、センターの事務所、DV等被害者指定相談場所、契約弁護士の事務所、その他執務に適した場所と定めています（細則 10 の 2 条 1 項 2 号）。これは、被援助者の所在場所は問わないものの、弁護士の所在場所については、個人情報や相談内容が第三者に知られたり漏れたりすることがないよう定めたものになります。また、担当する弁護士は、被援助者の住所、居所又は勤務地に対応する弁護士会に所属する弁護士とされています（細則 10 の 2 条 1 項 4 号ア）。

## 2 申込方法

対面相談の場合は、病気などの場合を除き援助申込を自ら記入することを求めているところ（細則 9 条 3 項）、電話等相談においては、センターの事務所や契約弁護士等へ、電話等で一定の内容を伝達する方法も可能です（細則 9 条 4 項、10 の 2 条 1 項 3 号）。

## 3 相談実施後の署名等

対面相談の場合は、法律相談実施後に被援助者の署名を求めていたところ（細則 14 条 2 項）、電話等相談においては不要です（細則 14 条 3 項）。援助申込書には、電話等相談の場合に署名を不要とするチェックボックスがありますので、ここにチェックされていることを確認してください。

## 5 出張相談（DV等被害者出張相談援助）

### 2-5-1 出張相談

DV等被害者法律相談援助では、申込者が法律事務所に来所することを原則としていますが、申込者が施設へ入所している等の理由から、出張相談を希望される場合もあります。

申込者が出張相談を希望していることをセンターがあらかじめ把握している場合は、打診の際にお伝えします。選任後、申込者と日程調整等をされる中で出張相談の実施が必要と判断された場合には、センターまでご連絡ください。地方事務所長において、DV等被害者出張相談援助の要否を判断し、回答します。なお、持込事件の場合は、口頭による申請は認められませんので、出張相談申請書のご提出をお願いします。

出張相談は、原則として事前申請が必要となります。ただし、センターから配てんした案件については、やむを得ない事情から事前申請することができなかつた場合には、例外的に事後申請でも承認する場合があります。

#### 《やむを得ない事情の例》

- ・センターに選任された時間が17時間際であったところ、申込者と相談日時を調整して、当日の夜間に法律相談を行うことになった場合
- ・申込者との調整に時間を要し、当日の夜間に出張相談を実施することが17時以降に決まった場合

等

### 2-5-2 出張相談の対象者

出張相談の対象者は、以下の事由のいずれかに該当し、かつ、業務方法書第70条の16第1項で定める法律相談援助の実施場所（以下「既設相談場所」という。）での相談にアクセスすることが困難な者です（細則第11条第2項）。

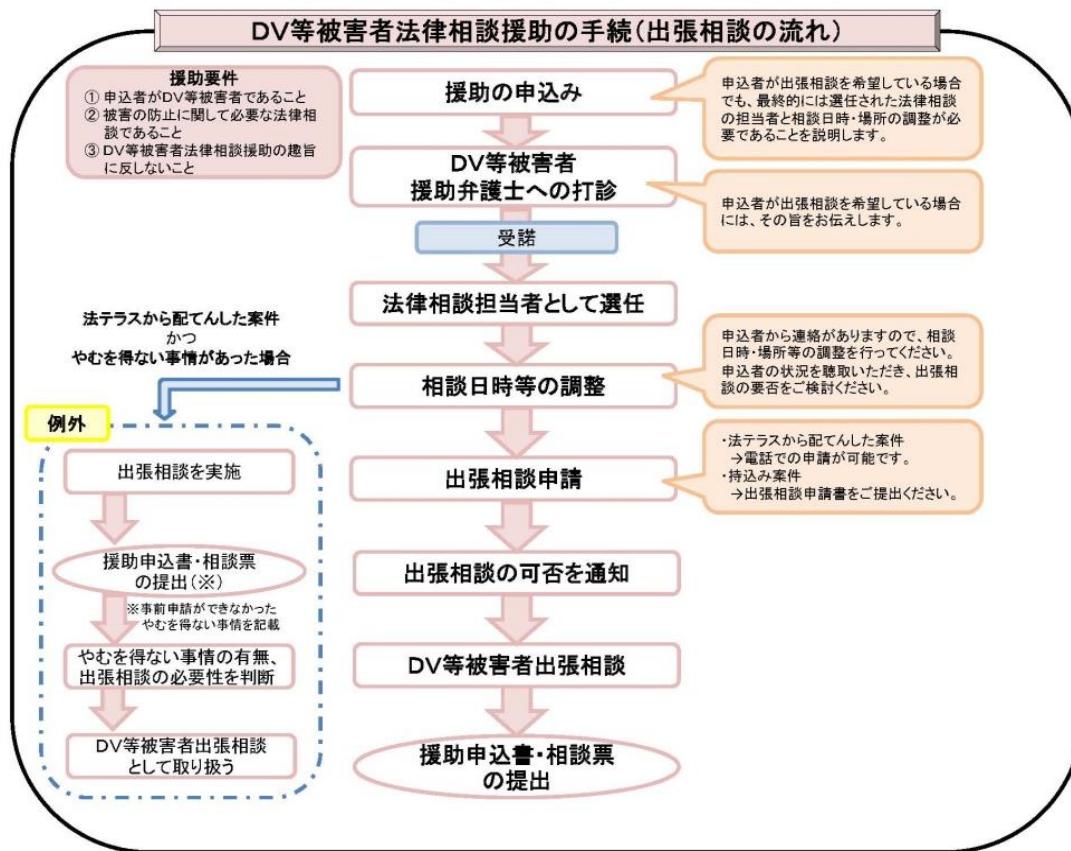
- ① 65歳以上の高齢者
- ② 心身に重度又は中度の障害がある者
- ③ 18歳に満たない者
- ④ 負傷又は疾病により既設相談場所に赴くことが困難な者
- ⑤ 既設相談場所まで公共交通機関を利用して往復3時間以上を要する地域に居住する者であり、かつ、センターが特に認める者
- ⑥ 上記のほか、やむを得ない事情により既設相談場所に赴くことが困難な者

### 2-5-3 出張相談の実施場所

- ① 対象者の居住場所
- ② 対象者が入院又は療養する病院その他の施設
- ③ 対象者が入所又は通所する福祉施設等
- ④ 対象者が入所又は通所する婦人保護施設、母子生活支援施設又は民間のシェルター等緊急避難場所、一時避難する宿泊施設等
- ⑤ 公共機関の施設
- ⑥ その他、地方事務所長が出張相談の実施場所として適当と認める場所

## 2-5-4 出張相談の費用

出張相談の費用は、細則第11条第6項、第18条のとおりです。詳細については、細則別表「DV等被害者法律相談援助費用等支出基準」も参照してください。また、出張相談を実施した場所が細則第20条に定める遠隔地の場合は、同条の定める基準に基づき旅費及び宿泊費をお支払いします（民事法律扶助業務と同様の枠組みで算出します。）。



## 6 児童虐待事案における特例

### 2-6-1 児童虐待の特殊性

児童虐待事案は、相談者が被虐待児であり、虐待親等の目を離れて行動することの困難さや相談場所へ移動する費用を捻出するだけの経済力がないことが一般的であり、法律相談を受けたくてもDV等被害者援助弁護士の事務所等へ来られないケースが想定されます。また、被虐待児は大人に対する警戒心が強いと考えられるところ、初見の弁護士と2人だけの場所に行くことに抵抗を示す児童が一定数いることも想定されます。

そこで、児童虐待事案については、以下の各要件を全て満たす場合に限り、DV等被害者援助弁護士が適宜の場所で行った法律相談を、例外的にDV等被害者事務所相談援助として取り扱うこととしています（細則第10条第2項）。

## 2－6－2 DV等被害者事務所相談援助として取り扱うための要件

DV等被害者事務所相談援助として取り扱うための要件は以下のとおりです。

### 《要件》

- ① DV等被害者法律相談援助の要件を満たすこと
- ② DV等被害者援助弁護士の事務所以外の適宜の場所において法律相談を行う必要性が高いこと
- ③ 当該法律相談において、その対象者の個人情報の保護に配慮した相談態勢がとられたこと

## 2－6－3 DV等被害者事務所相談援助として取り扱う場合の留意点

児童虐待事案において、DV等被害者援助弁護士がその事務所以外の適宜の場所で対面による法律相談を行った場合には、法律相談票の「相談場所」へ「 DV等被害者援助弁護士の事務所」と記載するとともに、相談概要・今後の法的手続欄に上記②③の内容を具体的に記載してください。

### 《要件②③の記載例》

- ・要件②…以下の2点を記載
  - i 児童が移動できなかった理由 (例) 虐待親の監視が厳しい、交通費がない等
  - ii 実際に相談場所とした場所を選択した理由 (例) 深夜で他に場所がなかった等
- ・要件③…具体的な配慮の内容を記載
  - (例) できる限り他の客から話を聞かれないような場所で行った。  
児童の顔が他の客から見えにくい位置に児童を座らせた。  
第三者が聞いていないかに気を配った。  
適宜筆談をした。等

## 7 簡易援助

### 2-7-1 簡易援助とは

法律相談に付随して簡易な法的文書の作成をすることを、簡易援助と言います（業務方法書第70条の15、細則第13条）。

DV等被害者法律相談援助において、口頭による法的助言（法律相談）のみでは解決しないものの、弁護士が内容証明郵便等の簡易な法的文書の作成を行うことが紛争の迅速かつ適正な解決に資する事案について、法律相談時に入手した情報等により文書を容易に作成することができる場合に行うものです。

簡易援助の対象となる文書は、例えば、内容証明郵便等の比較的内容が画一的なものです。

なお、所定の書面に記入するのみで足りるなど、口頭の説明によって法律相談を受けている被援助者での対応が可能な場合には、仮にその記入を法律相談担当者が行っていたとしても法律相談に付随する説明の一方法であり、簡易援助とはなりません。被援助者の持参した文書等を修正したに過ぎない場合も同様です。

### 2-7-2 簡易援助の実施要件

- ① 法律相談援助の時間内に文書を作成することができること。
- ② 被援助者本人名義の簡易な法的文書を作成することが、迅速かつ適正な解決に資する事案であること。
- ③ 簡易な法的文書を作成することについて、被援助者の同意があること。
- ④ 被援助者が負担すべき費用（2-7-4参照。）が法律相談を担当したDV等被害者援助弁護士に支払われる見込みがあること（ただし、生活保護受給者の場合を除きます。）。

### 2-7-3 簡易援助の実施手続

#### 1 開始時の手續

簡易援助は、法律相談援助に付随する援助であるため、「簡易援助の申込み」というものではなく、簡易援助を希望する者でも通常の法律相談援助の申込みを行います。

法律相談を担当するDV等被害者援助弁護士は、法律相談援助の実施中に簡易援助を実施するか否かを判断し、簡易援助の要件を満たす場合には、地方事務所長などの判断を要することなく実施することができます。

#### 2 実施後の法律相談担当者の手續

法律相談担当者は、法的文書を作成した場合、その旨を法律相談票に記載し、作成文書の通数を記入した上、被援助者に対し、日付と署名を求めます。

法律相談担当者は、援助申込書及び法律相談票と合わせて、作成した文書の写しをセンターに提出してください。

なお、簡易援助費用については、原則として被援助者から費用の支払いを受けますが、

この点については、次項以降を参照してください。

### 3 法律相談終了後の簡易な法的文書の作成の場合

簡易援助は、法律相談援助の時間内において、その法律相談案件についての回答及び必要な文書の作成が可能であること並びに法律相談票への被援助者の署名があることが要件であるため、これを欠くものは簡易援助とはいえません。

したがって、法律相談担当者が法律相談終了後に事務所等において文書を作成する場合には、簡易援助とは認められません。

## 2－7－4 DV等被害者簡易援助の費用

簡易援助により、法的文書の作成を行ったDV等被害者援助弁護士の費用は、通常の法律相談費とは別に、1通につき4,400円です。

簡易援助の費用については、被援助者の資産に応じ、①全額を被援助者が支払う場合、②半額を被援助者、半額をセンターが支払う場合、③全額をセンターが支払う場合があります。

被援助者の資産	被援助者から直接受領する金額
資産が基準額（300万円）を超える	費用の全額（4,400円）※
生活保護受給中ではないが、資産が基準額（300万円）以下	費用の半額（2,200円）※
生活保護受給中（受給を証する書類の提出あり）	被援助者からは受領しないでください

※ 被援助者による費用の支払は、センターの指示によるものですので、援助申込書とともに書式2を交付し、費用の負担についてご説明ください。

### 1 センターからの支払いの条件

センターからの支払は、①法律相談票と②作成した文書の写しが提出され、簡易援助の要件を満たしている場合に行います。

### 2 被援助者からの支払

簡易援助を実施したDV等被害者援助弁護士は、被援助者からその負担分の支払を受けたときは、自己名義の領収書を被援助者に対して発行してください（形式は事務所で通常使用しているもので構いません。）。領収書のただし書きは、「簡易援助の負担金として」とします。

なお、被援助者が4,400円若しくは2,200円を所持していないため直ちに支払うことができない場合（被援助者が生活保護受給者であり、それを証する書面を有する場合を除く。）には、法律相談援助終了後、直ちにDV等被害者援助弁護士あてに持参又は送金して支払うよう指示してください。万一、被援助者がその支払を怠った場合であっても、センターが代わりにこれをお支払いすることはありませんのでご注意ください。

### **3 生活保護受給者**

被援助者が法律相談時において生活保護法の適用を受けている場合で、これを証する書面を有するときは、センターが被援助者の負担分を含めてお支払いします。

被援助者より法律相談時に生活保護法の適用を受けていることを証する書面の写しを提出していただきます。法律相談後、援助申込書、法律相談票及び作成した文書の写しとともに生活保護法の適用を証する書面の写しを地方事務所にご提出ください。

### **2－7－5 複数の文書を作成した場合**

センターは、同一問題に関するDV等被害者法律相談援助については、原則として1通分を限度として費用をお支払いします。

ただし、地方事務所長の判断で、その作成の難易及び必要性を考慮の上、最大2通分を限度として費用をお支払いする場合があります（細則第18条第6項）。その場合、法律相談実施時には、まず被援助者より2,200円のみを受領し、後に地方事務所長が2通分と判断した場合、増額分の2,200円を被援助者に請求してください。

### **2－7－6 簡易援助において作成した文書の名義**

簡易援助は、被援助者名義の文書作成であり、発送手続も本人が行うものです。したがって、文書は、被援助者名義で作成する必要があります。

弁護士による代理人名義の文書作成が必要であると判断される場合には、民事法律扶助等による受任をご検討ください。

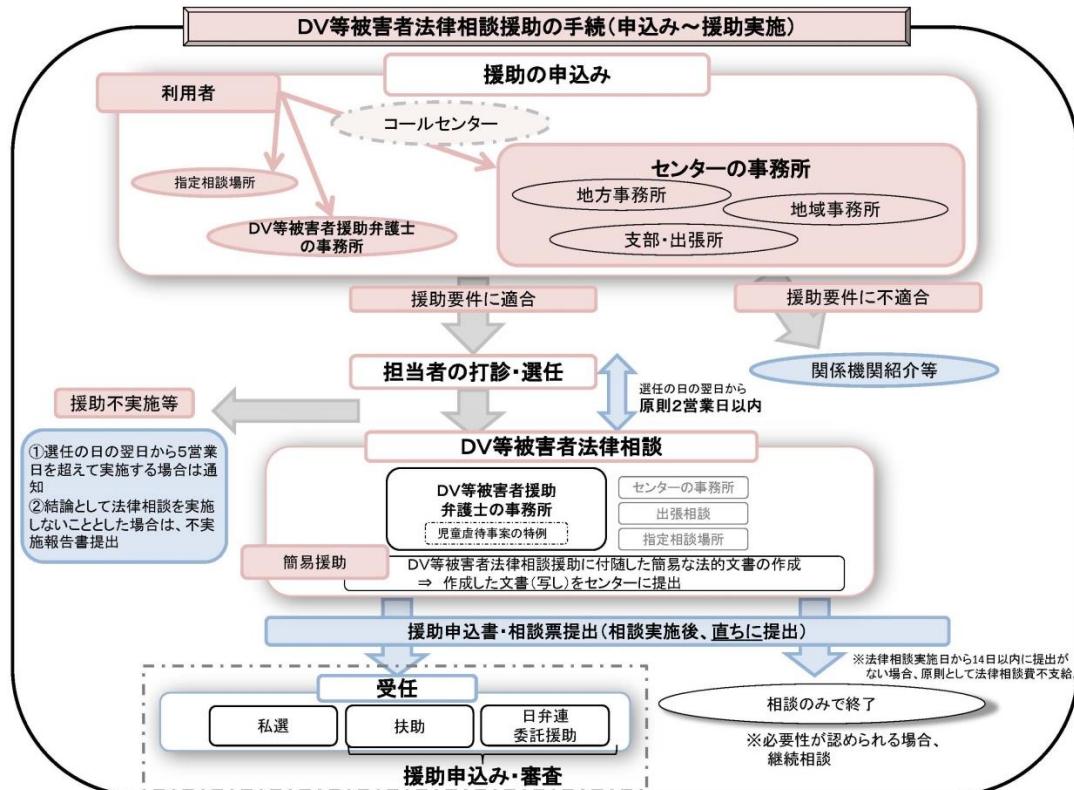
### **2－7－7 簡易援助に関する調査**

地方事務所長は、被援助者に対して、必要に応じ、署名や作成した文書の内容などに關して問い合わせことがあります（細則第13条第4項）。

## 8 DV等被害者援助弁護士の義務

DV等被害者法律相談援助を実施するに当たっては、被援助者の実情に配慮し、処理するよう努めて下さい（契約条項第13条第2項）。

民事法律扶助契約を締結しているDV等被害者援助弁護士は、自らが法律相談を行った案件につき法律相談後に代理援助又は書類作成援助の援助開始決定があった場合は、受任者等となるよう努めてください（契約条項第13条第4項）。



## 第3 法律相談実施後の対応

---

### 1 法律相談票の提出

#### 1 法律相談票の提出

法律相談が終わりましたら、法律相談票へのご記入をお願いします。持込案件の場合、センターにおいて事案等を把握していないため、特に「事案の概要」をできるだけ詳細にご記入いただきますようお願いします。

法律相談実施後、ご記入いただいた法律相談票は援助申込書と合わせて、直ちにセンターへご提出ください（細則第14条第1項、同条第3項）。持込案件の場合は、チェックシートもご提出ください。

#### 2 DV等被害者簡易援助を行った場合の提出書類

DV等被害者簡易援助を行った場合には、被援助者へ交付した書面の写しもご提出ください。なお、被援助者が生活保護受給中の場合、生活保護受給証明書の写しのご提出がない限り簡易援助費用全額をお支払いすることができませんので、必ずご提出いただくようお願いします。

#### 3 提出期限

相談実施後、直ちにご提出ください。法律相談実施日の翌日から14営業日を経過した後に提出された場合には、原則として法律相談費をお支払できませんのでご注意ください（細則第14条第4項、同条第5項）。

## 2 民事法律扶助又は日弁連委託援助を利用して受任・受託する場合

### 3-2-1 民事法律扶助（代理援助、書類作成援助）の申込手続

DV等被害者法律相談援助を実施した結果、民事法律扶助の代理援助又は書類作成援助を利用して受任又は受託する場合には、いわゆる「持込案件」となるため、民事法律扶助の法律相談援助を省略することが可能です（業務方法書第26条第10項）。

民事法律扶助の手続を申込む場合には、以下の手続によってください。

#### 《DV等被害者法律相談援助実施後の民事法律扶助申込手順》

- ① 被援助者に「民事法律扶助業務援助申込書」の記入を依頼してください。
- ② 弁護士において、事件調書を作成してください。
- ③ 審査に必要な書類を申込者に指示し、審査書類が揃ったら援助申込書及び事件調書と合わせて地方事務所へご提出ください。

民事法律扶助の申込手続の詳細については、「民事法律扶助業務の解説」をご覧ください。

### 3-2-2 日弁連委託援助（犯罪被害者法律援助、子どもに対する法律援助）の申込手続

DV等被害者法律相談援助を実施した結果、日弁連委託援助を利用して受任する場合には、「日本弁護士連合会委託法律援助利用申込書」「個別契約書」の作成、重要事項説明を行った上で、センターへ援助申込みを行ってください。

日弁連委託援助の申込手続の詳細については、「日本弁護士連合会法テラス委託援助業務利用の手引〔弁護士用〕」をご覧ください。

### 3-2-3 民事法律扶助及び日弁連委託援助を利用する際の留意点

シェルター等に入所中など、被援助者の中には再度の法律相談を実施することが困難な方もいます。そのため、法律相談担当者は、DV等被害者法律相談の際に民事法律扶助又は日弁連委託援助の申込みの意思があるか否かを確認し、仮に申込みの意思がある場合には、「民事法律扶助業務援助申込書」又は「日本弁護士連合会委託法律援助利用申込書」に漏れなく記入いただいた上で、審査に回付するよう努めてください。

また、民事法律扶助及び日弁連委託援助は、DV等被害者法律相談援助とは別の制度であることから、被援助者に誤解が生じないよう、以下の点について必ずご説明ください。

#### 《民事法律扶助及び日弁連委託援助の利用に当たり説明いただきたいこと》

- ① 民事法律扶助（日弁連委託援助）の資力基準
- ② 民事法律扶助（日弁連委託援助）の利用の可否は、センターにおいて行う審査によって決定され、必ず利用できるものではないこと
- ③ 民事法律扶助を利用する場合には、原則として月々5,000円以上の償還が必要となること
- ④ 日弁連委託援助を利用する場合には、実際に利益を得た場合など、センターの決定により被援助者に一定の負担金が生じる場合があること

### 3 私選で受任する場合の手続

民事法律扶助や日弁連委託援助の対象となる案件については、できるだけこれらの制度を利用して受任していただくようお願いします。もっとも、さまざまな理由により、各種援助事件にならず、DV等被害者法律相談援助を担当した弁護士に私選で受任いただくことになるケースがあります。私選で受任いただく場合には、法律相談票の「措置区分」欄にその旨記入いただければ足り、地方事務所長の承認等は不要です。

### 4 不実施報告書の提出

#### 1 申込者の都合により法律相談が実施できなかった場合

DV等被害者法律相談援助の担当者として選任されたものの、選任の日の翌日から5営業日までの間に申込者と連絡が取れない、または相談実施予定日を定めたものの相談に訪れず一定期間連絡がない等の事情により、法律相談を実施しないとされた場合には、速やかに不実施報告書をご提出ください（細則15条2項）。

不実施報告書提出後に申込者と連絡が取れ、法律相談を実施した場合には、持込案件としてセンターに援助申込みをしてください。その際、選任時にセンターからお送りした援助申込書及び法律相談票を利用いただいて差支えありません。また、申込者の状況（年齢や被害状況等）に変化がない場合には、チェックシートの作成・提出は不要です。

#### 2 弁護士の都合により法律相談が実施できなくなった場合

DV等被害者法律相談援助の担当者として選任された後、利益相反等の理由で法律相談が実施できない事情が発生した場合には、新たに別の弁護士を選任する必要があるため、直ちにセンターまでご連絡ください。ご連絡後、不実施報告書の「□弁護士のやむを得ない事情により、相談がキャンセルになった」及び「やむを得ない事情」をご記入いただき、速やかにご提出ください（細則15条2項）。

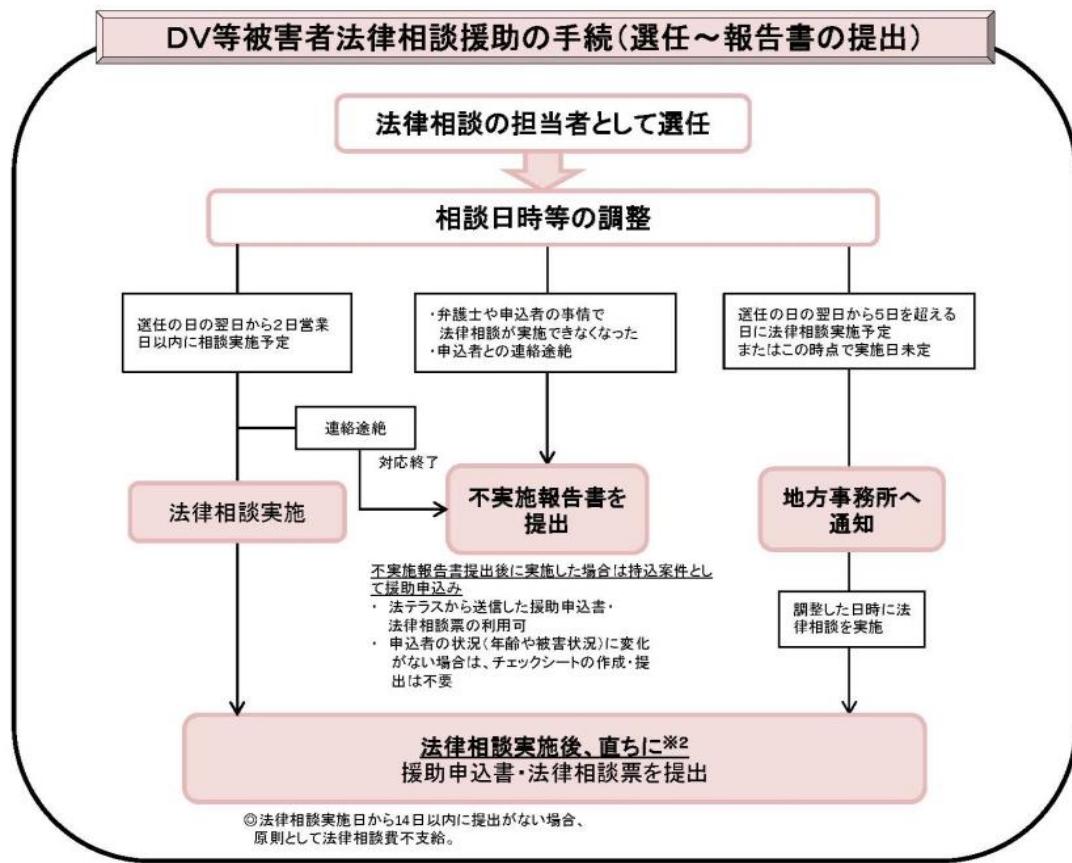
この際、申込者が次の援助に速やかに繋がるよう、センターから連絡可能な申込者の連絡先をご確認ください。取次依頼書に記載された連絡先に変更が生じているような場合には、不実施報告書に新しい連絡先を記載するなど、適宜の方法でご連絡をお願いします。

#### 4 DV等被害者法律相談援助以外の制度を利用して相談を実施した場合

DV等被害者法律相談援助の担当者として選任されたものの、他の相談制度等を利用することとした場合は、速やかに不実施報告書をご提出ください。なお、民事法律扶助相談や日弁連法律相談援助を利用し、既にセンターの事務所へ相談票を提出している場合など、地方事務所長が了知している場合は不要です（細則15条2項）。

#### 5 提出期限

不実施報告書は、結論として法律相談を実施しないこととした場合に、速やかにご提出ください（細則15条2項）。



## 5 法律相談費の支払い

### 3-5-1 法律相談費の送金

DV等被害者法律相談援助を実施した場合の費用等は、ご提出いただいた援助申込書・法律相談票を地方事務所において確認し、「DV等被害者法律相談援助費用等支出基準」(細則第18条第1項、別表の1)の範囲内で地方事務所長が定めた額を、契約時にご登録いただいた口座に送金してお支払いします。

なお、被援助者がDV等被害者法律相談援助資産基準を超える資産を有する場合で、「□業務方法書第70条の22に基づき、DV等被害者援助費用(相談料)の負担を求められることにつき説明を受けました。」にチェックがない場合等、援助申込書及び法律相談票に不備がある場合には、センターから確認のご連絡をさせていただき、不備が解消された後に送金します。

### 3-5-2 法律相談費を支払わない旨の決定があった場合

援助申込書にDV等被害者法律相談援助を受けたことを確認する被援助者の自署がない場合や、援助申込書及び法律相談票の提出期限を超過した場合には、やむを得ない事情が認められない限り、法律相談費を支払わない旨の決定を行います。

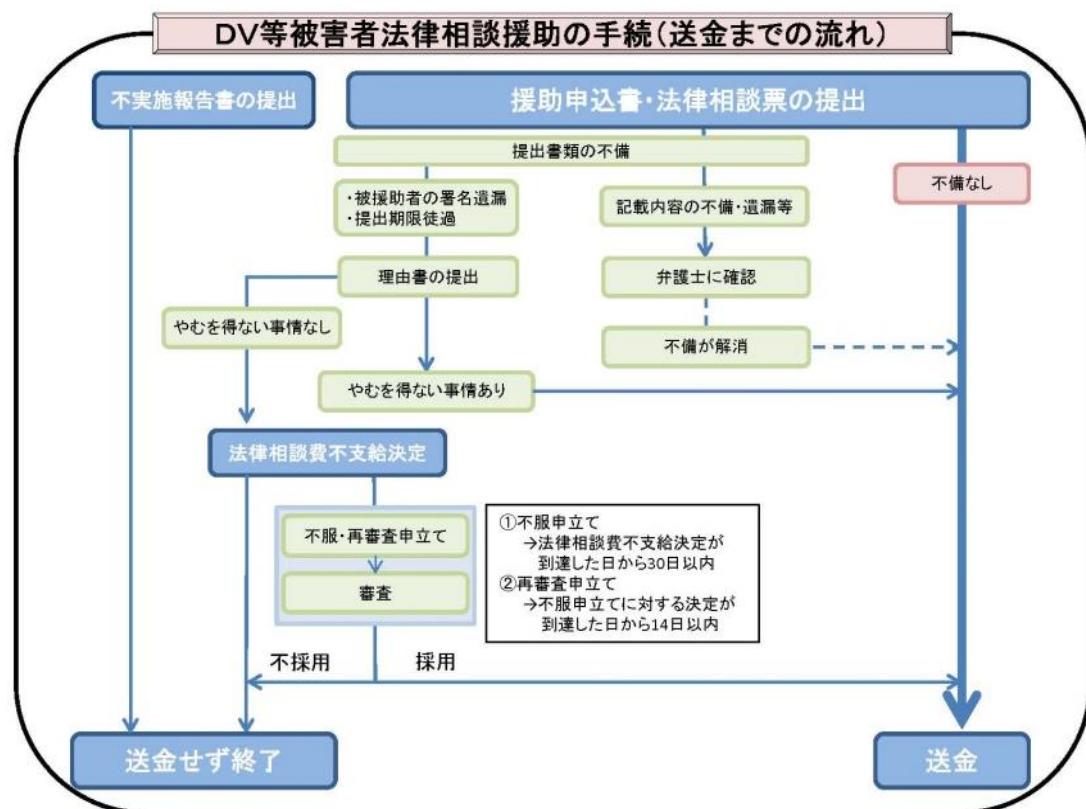
## 6 不服申立て・再審査申立て

法律相談費を支払わない旨の決定に不服がある場合は、決定の通知が到達した日から30日以内に、地方事務所長に対し、不服申立書をご提出ください（業務方法書第70条の23）。

不服申立てにかかる審査は、不服申立審査会を行い、その報告に基づき、地方事務所長が不服申立てに対する決定を行います。

地方事務所長の不服申立てに対する決定に不服がある場合には、不服申立てに対する決定の通知が到達した日から14日以内に、理事長に対する再審査申立書を、地方事務所長に提出してください（業務方法書第70条の26、第70条）。

なお、不服申立て・再審査申立ては、DV等被害者援助費用負担決定を受けた被援助者も行うことができます。



## 第4 被援助者による相談料の負担

### 1 DV等被害者法律相談援助資産基準

相談料は、業務方法書に定めるDV等被害者法律相談援助資産基準を超える場合のみ、被援助者に負担していただきます。

#### 《DV等被害者法律相談援助資産基準》

DV等被害者法律相談援助の実施時に有する処分可能（※）な現金及び預貯金の合計額が300万円以下であること

→当該DV等被害者法律相談援助に係る特定侵害行為により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該特定侵害行為を原因として当該DV等被害者法律相談援助の実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額は控除。

※預金を加害者に管理されている場合、キャッシュカードや通帳、印鑑などを自宅に置いていたまま緊急に避難しており、これらを取りに自宅に戻ることも困難な場合、現金・預貯金の帰属が定まっていない場合等、援助実施時において被援助者が自由に処分することができない資産は、上述の資産に含みません。

### 2 相談料の負担について

#### 4-2-1 援助申込時及び法律相談援助実施時における留意点

援助申込時、援助申込書記入時及び法律相談援助実施後において、被援助者に対し、「費用のご負担について」（書式1）の内容を適宜ご説明ください。

#### 4-2-2 DV等被害者援助費用負担決定

##### 1 被援助者の資産の確認

DV等被害者法律相談援助実施後、センターへ提出された援助申込書によって被援助者の資産状況を確認します。センターから配てんした案件では、センターがあらかじめ被援助者の資産状況を聴取して取次依頼書等に記載している場合がありますが、最終的な判断は、援助申込書の記載内容によって行います。

##### 2 DV等被害者援助費用負担決定

申込書に記載された資産がDV等被害者法律相談援助資産基準を超過している場合は、センターがDV等被害者援助費用負担決定を行います。

なお、被援助者が負担するのは、相談料（5,500円）のみであり、DV等被害者出張相談援助を行った場合の出張手当、出張旅費等は負担の対象とはなりません。

DV等被害者援助費用負担決定を行った場合は、センターから被援助者に通知します。通知に当たっては、まず、センターから被援助者に電話をし、援助申込書記載の住所（現住所又は希望連絡先）に郵送することの可否を確認します。郵送可の場合には、被援助者に確認した住所に決定通知書を郵送しますが、郵送不可の場合には電話等により口頭で決定の内容を通知します。

上記決定を受けた被援助者は、法律相談実施時に弁護士から交付された「費用のご負担について」（書式1）を利用して、相談料を支払います。

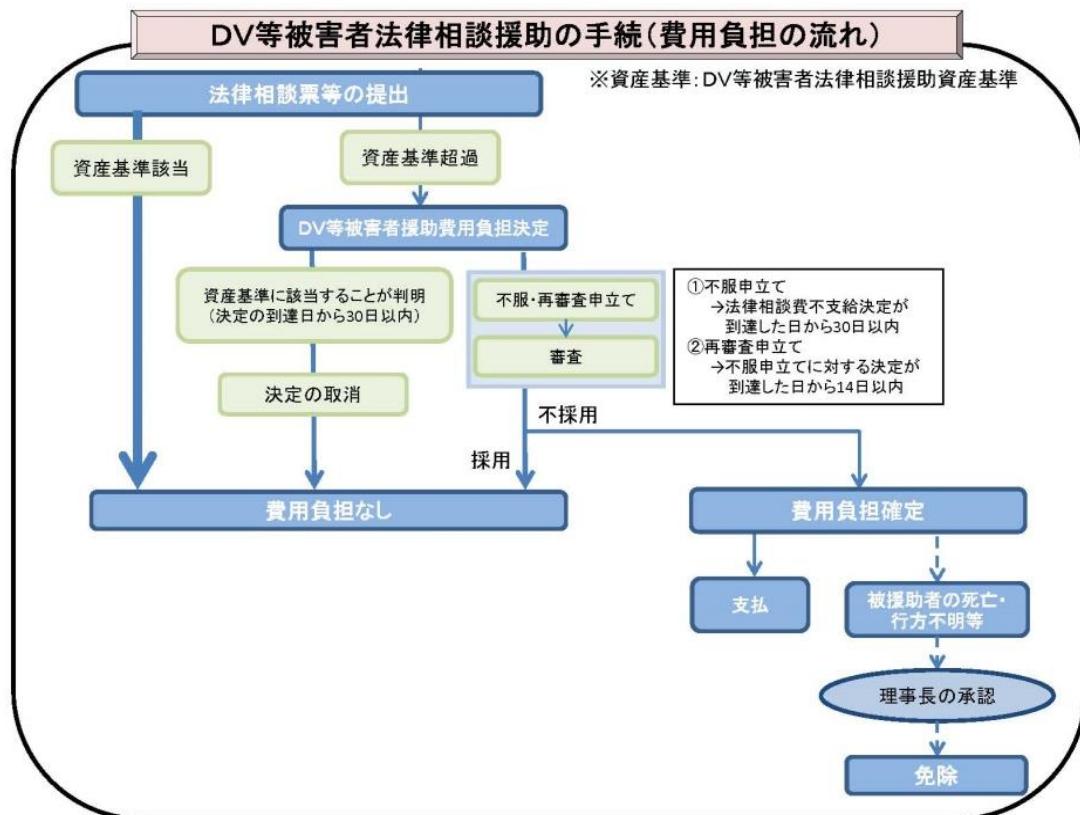
DV等被害者援助費用負担決定は、不服申立て・再審査申立ての対象となります。（不服申立て・再審査申立ての手続は、3-6参照。）。

なお、決定の通知を郵送で行った場合には、通知が被援助者へ到達した日が、口頭で行った場合には、当該通知を行った日が不服申立ての起算日となります。

### 3 DV等被害者援助費用負担決定の取消

DV等被害者援助費用負担決定の通知が被援助者に到達した日から30日以内に、被援助者がDV等被害者法律相談援助資産基準に該当することが明らかになった場合は、センターは既に行つた同決定を取り消します。

「被援助者がDV等被害者法律相談援助資産基準に該当することが明らかになった場合」とは、被援助者が処分できないような資産を含めて申告をしていた等、援助申込書の記載が事実と異なっていたことが明らかになった場合を言います。このような事情が明らかになった際は、被援助者からセンターにご連絡いただき、決定の取消しの可否を判断します。



## 第5 契約弁護士に対する措置等

### 1 措置

#### 5－1－1 法律事務取扱いの基準

DV等被害者援助弁護士が、DV等被害者法律相談援助契約に基づきDV等被害者法律相談援助業務に係る事務を取り扱う場合には、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準を遵守いただきます。

この基準は、弁護士業務に関する弁護士職務基本規程が業務の規律に関する規範として定められていることに鑑み、これらの規範をベースとして基準を策定したものです。

#### 5－1－2 契約に違反した場合の措置

DV等被害者援助弁護士が契約に違反した場合の措置は、次の3種類です（契約条項第21条第2項）。

- ① 3年以下の契約締結拒絶期間を伴うDV等被害者法律相談援助契約の解除
- ② DV等被害者法律相談援助契約の3年以下の契約締結拒絶期間の設定
- ③ DV等被害者法律相談援助契約の効力の2年以下の停止

#### 5－1－3 契約に違反した場合の措置の要件

契約に違反した場合の措置については、違反の程度と措置の程度が対応するようになっています。

- ① 契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、DV等被害者援助弁護士が法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準に違反し、その違反の程度が重大で、法律相談の担当者としての職責を著しく怠り、DV等被害者法律相談援助契約を継続することが相当でないと認めたとき  
→ 5－1－2①の解除及び②契約締結拒絶期間の設定

- ② 契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱い基準に対する違反の程度が軽微でなく、法律相談の担当者としての職責を怠ったとき

又は

- ③ DV等被害者法律相談援助契約で定める義務を怠り、センターの事務に著しい支障を生じさせたとき  
→ 5－1－2③の効力停止

契約違反があっても、これらに該当しない場合には、措置の対象にはなりません。

#### 5－1－4 その他の措置

法律事務取扱規程には、「契約に違反した場合の措置に関する事項」（総合法律支援法

第35条第2項)を記載すべきこととされていますが、契約上何らかの措置が求められるのは、契約違反があった場合だけに限りません。例えば、DV等被害者援助弁護士が懲戒処分により弁護士としての資格を失った場合や、心身の故障等によって職務の遂行ができない状態となってしまった場合には、契約関係の見直しを検討します。

そこで、契約条項では、契約に違反した場合以外を理由とする措置として、

- ① 弁護士法に基づく懲戒処分(除名・退去命令・業務停止)を受けた場合
- ② 心身の故障等のため、DV等被害者援助弁護士としての職務の遂行に著しい支障がある場合

には、解除措置や効力停止措置をとることができる旨定められています。具体的な措置をとる場合には、センター本部に設置されている審査委員会の議決を経ることが必要となります(総合法律支援法第29条第8項第1号)。

### 5-1-5 措置に関する手続

審査委員会において契約上の措置をとるべき旨が議決された場合には、センターは、対象となる弁護士にその旨を通知します。

センターが、当該弁護士に対する契約上の措置に関する手続の一環として、契約条項その他センターにおいて定める規程に基づき、所属弁護士会に対し、所要の通知を行い、調査を依頼し、又は意見を求めることがあります。

### 5-1-6 契約の終了

DV等被害者援助弁護士は、いつでもDV等被害者法律相談援助契約を将来にわたつて解約することができます。また、DV等被害者法律相談援助契約は、DV等被害者援助弁護士が死亡したとき又は弁護士でなくなったときは、当然に終了します。

### 5-1-7 報告書提出懈怠件数が一定数を超える場合にDV等被害者法律相談援助を実施させない扱いとする規定

法律相談票又は不実施報告書(以下「法律相談票等」という。)の提出懈怠件数が理事長の定める件数に達したときは、DV等被害者法律相談援助の担当者として選任しない扱いをします。

対象となった法律相談票等未提出案件に係る全ての報告書が提出され、かつ、対象者からDV等被害者法律相談援助を実施したい旨の申出があった場合、センターはこの扱いを取りやめることができます。

なお、民事法律扶助業務に関する報告書の提出懈怠件数が理事長の定める件数に達したときの扱いも同様となります(細則第16条)。



日本司法支援センター DV等被害者法律相談援助業務  
援助申込書

この欄の署名は、弁護士の事務所での相談及び出張相談の場合に、相談実施後に記入してください。法律相談実施前に記入する場合は、(法律相談担当者の方へ)相談票は相談実施の翌日から14営業日以内に提出してください。

相談実施日時

令和

4年 3月 21日 10時 0分 ~ 10時 30分

左記の日時に法律相談を受けました。

もうごみしゃ  
申込者  
(自署)

法光

相談後にはここへ署名をお忘れなく！

(電話相談の場合は右のボックスへ印し、本人署名は不要です。)

- 電話等による法律相談援助を実施したため、申込者の署名を省略する。  
(※上記を除き、署名がない場合は、必ず理由書を添付してください。)

個人情報の利用目的について ご提供いただいた個人情報は、申込者ご本人の同意を得ている場合や法令に基づく場合等を除き、法テラス業務の目的の範囲内で利用します。個人情報は、業務の処理上、法テラスが選定した協力会社(契約を結んだ会社等)に預託する場合があるほか、事件を担当する予定の弁護士及び法テラスの指定する相談場所等に申込者氏名は、申込者の署名が必要です。  
(電話等相談の場合、右下のボックスに印し、相談担当者による代筆署名をします)  
※代理相談はできません

## ● 援助申込

もしこみび 申込日	れいわ 令和 4 年 3 月		T/S/H/R 2000 ねん 4 月 10 日 せいれき 西暦			
申込者 フリガナ	ホウ	テラス	年齢 21	さい 歳	せいべつ 性別	おとこ 男 · おんな 女
現住所※ 都道府県	〒 164 東京	都道府県 中野	じゅうしょ ゆうそく ふか この住所への郵送不可	現住所への連絡が差し支える場合のみ、こちらに印し、希望連絡先を記入してください。		
電話番号※ (自宅)	( 携帯 )	( 080-*****-***** )				

## ● 希望連絡先 ※ 現住所への郵送・電話連絡が差し支える場合のみ記入

連絡先	<input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 実家 <input type="checkbox"/> 親類 <input checked="" type="checkbox"/> 知人 <input type="checkbox"/> その他 )	連絡希望 理由	<input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他( )
〒 231 神奈川	都道府県 横浜	希望連絡先の名字と申込者の名字が異なる場合には、必ずご記入ください。	TEL [ 090-*****-***** ]
市區町村		鈴木 様方	

## ● 事件の相手方

フリガナ	代理人 氏名等	□ 弁護士: □ 代理人なし・不明
氏名		
住所	可能であれば、相手方に代理人がついていることの有無をご確認ください。	
⇒上記のような資産は、すべて控除した金額を記入してください。 (具体的な事情を記載いただく必要はありません)		

## ● 申込者の法律相談時に処分可能預貯金 \* 配偶者や親権者など、申込者本人以外の資産は含みません。

①現金・預貯金の額	30 万 円	* 300万円以下の方は以下②③④の記入は不要です。
②本件被害により生じた負傷又は疾病的療養に要する費用で、本法律相談援助実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用		万 円
③その他本件被害を原因として本法律相談援助実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用		万 円
④(①の額)-(②+③の額) * 300万円を超えている方のみ以下にチェックください。		万 円
<input type="checkbox"/> 業務方法書第70条の22に基づき、相談料の負担を求められることにつき説明を受けました		

法テラスや犯罪被害者支援ダイヤルを、  
どのような経緯でお知りになったか、  
認知経路をご確認ください。

## ○ 法テラスや犯罪被害者支援ダイヤルのことを、どのようにしてお知りになりましたか。

<input type="checkbox"/> 地方公共団体	<input type="checkbox"/> 弁護士(会)	<input type="checkbox"/> 司法書士(会)	<input type="checkbox"/> 裁判所	<input type="checkbox"/> 警察・検察庁
<input type="checkbox"/> 配偶者暴力相談支援センター(女性相談所等)	<input type="checkbox"/> ワンストップ支援センター(性暴力被害支援センター等)			
<input type="checkbox"/> 児童相談所	<input type="checkbox"/> 民間支援団体	<input type="checkbox"/> 家族・友人・知人の紹介	<input type="checkbox"/> テレビ・新聞・ラジオ・動画CM	
<input type="checkbox"/> 法テラス公式ホームページ	<input checked="" type="checkbox"/> 法テラスパンフレット・ポスター・広報誌等	<input type="checkbox"/> 児童虐待ポスター・ポケットカード		
<input type="checkbox"/> 再利用	<input type="checkbox"/> その他( )			

## [記入例1]DV等被害者法律相談援助申込書・法律相談票（裏面）

申込者氏名	法光		DVの相談において、相手方からの被害が子どもにも及ぶ場合（面前DVを含む）、児童虐待を含むにチェックを入れてください。	業務 【機2】	
事件名	<input checked="" type="checkbox"/> DV（ <input type="checkbox"/> 児童虐待を含む） <input type="checkbox"/> ストーカー <input type="checkbox"/> 児童虐待			202204	
弁護士名	立法 護	登録番号 ( *****)	相談日時 令和4年3月21日 10時0分～10時30分(30分)		
相談方法	<input checked="" type="checkbox"/> 面談相談 <input type="checkbox"/> 電話等相談	(例外) 児童虐待相談の特例による場所で法律相談を実施した場合は、「DV等被害者援助弁護士の事務所」に☑してください。			
相談場所 (電話等相談においては、弁護士の所在場所)	<input type="checkbox"/> 法テラスの事務所 <input checked="" type="checkbox"/> DV等被害者援助弁護士の事務所 <input type="checkbox"/> 出張相談（ ）	<input type="checkbox"/> 指定相談場所（ ）			
相談概要 (持込みの場合 はできる限り詳細にお書きください)	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙のとおり（別紙には、扶助の代理援助や委託援助の申込みのために作成された相談概要に係る調書等を用いることも可能です。）				
今後の法的 手続 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 損害賠償請求 <input type="checkbox"/> 被害届提出 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚等請求 <input type="checkbox"/> 保護命令申立 <input checked="" type="checkbox"/> 児童相談所通告 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
措置区分 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 相談のみで終了 <input checked="" type="checkbox"/> 相談継続 <input type="checkbox"/> 相談打切(今回限り) <input type="checkbox"/> 民事法律扶助(代理援助・書類作成援助)申込み予定 <input checked="" type="checkbox"/> 日弁連委託援助申込み予定 <input type="checkbox"/> 法律相談担当者私選受任      私選受任にあたり、地方事務所長の承認は不要です。 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
<small>* 民事法律扶助及び日弁連委託援助は、別途要件の確認と援助申込みが必要です。</small>					
作成文書の種類・通数	<input type="checkbox"/> 内容証明郵便 <input type="checkbox"/> その他（ ）				通
被援助者による受領確認	作成文書を受領しました。		令和 年 月 日	氏名(自署)	
被援助者負担の有無	<input type="checkbox"/> 有(2,200円(1通/税込)を本人から受領) <input type="checkbox"/> 無(生活保護受給を証する書面の提出要) <input type="checkbox"/> 業務方法書別表4の基準を超過(4,400円(税込/1通)を本人から受領)				

## DV等被害者法律相談援助業務 チェックシート

<b>1 相談者情報</b>		利用者NO		持込事件の場合、記入不要	
受付日	相談者の申告に基づき、□をつけてください。	年齢		性別	男・女

**2 現在の被害状況と今後の被害可能性 ※該当する項目にチェックを入れてください。**

<b>(1) DV</b>	
<input type="checkbox"/> 加害者は次のいずれかである。 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 元配偶者 <input type="checkbox"/> 同居の(元) <input type="checkbox"/> 今後も上記被害を受ける可能性がある。	
再被害可能性も忘れずにご確認ください。 (各被害類型に同じ項目があります。)	
<input type="checkbox"/> している疑いがある。 <input type="checkbox"/> があった <input type="checkbox"/> を及ぼす言動があった	
<input type="checkbox"/> 今後も上記被害を受ける可能性がある。	
<b>(2) ストーカー</b>	
<input type="checkbox"/> ストーカー行為(※)を受けている疑いがある。 例)・つきまとい、待ち伏せ　・メール、電話、FAX、SNSによる連絡、嫌がらせ ・住居、勤務先、学校その他の場所のうろつき行為、押しかけ ・行動を監視していると思わせるような言動等　・汚物などの送付、放置 ・面会、交際などを強く要求する言動　・名誉を害する嫌がらせ ・乱暴な言動、脅迫　・性的羞恥心を害する嫌がらせ	
相手方の目的が「不明(好意の有無が不明)」 の場合は、「口ストーカー行為を受けている疑いがある」に含まれます。	
<input type="checkbox"/> 今後も上記被害を受ける可能性がある。	
<b>(3) 児童虐待</b>	
<input type="checkbox"/> 被害者は18歳未満である。 <input type="checkbox"/> 加害者は次のいずれかである。	
法律相談実施時に18歳未満であることが必要です。17歳の児童については、生年月日等を必ず確認してください。	
<input type="checkbox"/> 受けている疑いがある。 例)・児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行があつた ・児童に対しわいせつな行為をした又は児童にわいせつな行為をさせた ・児童に食事を与えていない ・児童を長時間放置した ・児童に対する暴言や拒絶的な対応があつた ・児童の家族に対する暴力、暴言の目立つ家庭環境である ・その他児童に著しい心理的外傷を与える言動があつた	
<input type="checkbox"/> 今後も上記被害を受ける可能性がある。	

-----以下、持込事件の場合は記入不要-----

<b>3 当該法律相談援助制度に関する説明・通知済の内容</b>	
<input type="checkbox"/> 負担金制度について説明した <input type="checkbox"/> 資産基準を超えている ~申込者の資力について聴取した場合は、余白に内容を記入ください。~	
<b>4 地方事務所記載欄</b>	
その他特記事項(通訳人希望　相談希望　その他留意事項等) センターから配てんする案件については、申込者から聴取した内容をこちらに記載しています。 持込案件の場合、記入は不要です。	

DV等被害者法律相談援助を受けられた方へ

## 費用のご負担について

法律相談をご利用いただくにあたり、以下の資産基準を超えている場合、法律相談に伴う費用 (相談料5,500円) をご負担いただく可能性があります。

ご負担の有無は、相談を受ける際にご記入いただく「DV等被害者法律相談援助業務 援助申込書・法律相談票」の中にある、「申込者の法律相談時に処分可能な現金・預貯金」の額に基づいて、後日、法テラスが決定します。

費用をご負担いただく決定となった場合には、法テラスからお電話にてご連絡します。その後、書面にて指定の振込口座などを伝えしますので、お振込みをお願いします。

お電話にてご連絡することに差支えがある場合、またはご住所に書面を送付することに差支えがある場合は、法テラスへその旨をお申し出ください。

ご不明な点がございましたら、お近くの法テラス（「全国の法テラス地方事務所・支部一覧」参照）までご連絡ください。

以上

### 【DV等被害者法律相談援助資産基準】

DV等被害者法律相談援助の実施時に有する処分可能な現金及び預貯金等の合計額が300万円以下であること。

※DV、ストーカー、児童虐待の被害が原因で、法律相談実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額は、現金及び預貯金等の合計額から控除する。

全国の法テラス地方事務所・支部一覧

事務所名	電話番号	事務所名	電話番号
東京地方事務所	0570-078301	福井地方事務所	0570-078348
多摩支部	0570-078305	石川地方事務所	0570-078349
神奈川地方事務所	0570-078308	富山地方事務所	0570-078351
川崎支部	0570-078309	広島地方事務所	0570-078352
小田原支部	0570-078311	山口地方事務所	0570-078353
埼玉地方事務所	0570-078312	岡山地方事務所	0570-078354
川越支部	0570-078313	鳥取地方事務所	0570-078357
千葉地方事務所	0570-078315	島根地方事務所	0570-078358
松戸支部	0570-078316	福岡地方事務所	0570-078359
茨城地方事務所	0570-078317	北九州支部	0570-078360
栃木地方事務所	0570-078318	佐賀地方事務所	0570-078361
群馬地方事務所	0570-078320	長崎地方事務所	0570-078362
静岡地方事務所	0570-078321	大分地方事務所	0570-078363
沼津支部	0570-078322	熊本地方事務所	0570-078365
浜松支部	0570-078324	鹿児島地方事務所	0570-078366
山梨地方事務所	0570-078326	宮崎地方事務所	0570-078367
長野地方事務所	0570-078327	沖縄地方事務所	0570-078368
新潟地方事務所	0570-078328	宮城地方事務所	0570-078369
大阪地方事務所	0570-078329	福島地方事務所	0570-078370
京都地方事務所	0570-078332	山形地方事務所	0570-078381
兵庫地方事務所	0570-078334	岩手地方事務所	0570-078382
阪神支部	0570-078335	秋田地方事務所	0570-078386
姫路支部	0570-078336	青森地方事務所	0570-078387
奈良地方事務所	0570-078338	札幌地方事務所	0570-078388
滋賀地方事務所	0570-078339	函館地方事務所	0570-078390
和歌山地方事務所	0570-078340	旭川地方事務所	0570-078391
愛知地方事務所	0570-078341	釧路地方事務所	0570-078392
三河支部	0570-078342	香川地方事務所	0570-078393
三重地方事務所	0570-078344	徳島地方事務所	0570-078394
岐阜地方事務所	0570-078345	高知地方事務所	0570-078395
		愛媛地方事務所	0570-078396

[書式2]簡易援助をご利用される方へ（簡易援助実施時に被援助者へ交付）

## かんいえんじょ りよう かた 簡易援助をご利用される方へ

にほんしほうしえん  
日本司法支援センター

ほうりつそうだんたんとうしゃ にほんしほうしえん とうひがいしやほうりつそうだんえんじょ じっし さい  
法律相談担当者は、日本司法支援センターのDV等被害者法律相談援助の実施の際、

かんい ほうてきぶんしょ さくせい じんそく てきせい かいけつ し じあん ようけん み  
簡易な法的文書の作成が迅速かつ適正な解決に資する事案であるなどの要件を満たす

かんが ばあい ほうりつそうだん う かた い か ひえんじょしや たい  
と考えた場合には、法律相談を受けられた方（以下「被援助者」といいます。）に対し

かんい ほうてきぶんしょ さくせい こうふ  
て、簡易な法的文書を作成して交付することがあります。

ばあい とう い か きじゅん もと ひえんじょしや たい ひよう ふたん  
この場合、当センターでは、以下の基準に基づき、被援助者に対して費用のご負担を

もと 求めております。

ほうりつそうだんしゅうりょうご ただ ほうりつそうだんたんとうしゃ たい ひよう しはら  
つきましては、法律相談終了後、直ちに法律相談担当者に対して費用をお支払い

ねが  
いただくようお願ひいたします。

せいかつ ほ ご じゅきゅうしや かた しょうめい しょめん しょじ かた  
なお、生活保護受給者の方でその証明となる書面を所持されている方については、  
ひよう ふたん めんじょ がいとう かた ほうりつそうだんたんとうしゃ し  
費用の負担は免除されますので、該当される方は法律相談担当者にお知らせください。

### 《費用負担の基準と負担金額》

被援助者が法律相談時に自由に処分できる資産額	被援助者が負担する金額
生活保護受給中（受給を証する書類の提出要）	0円（免除となります。）
生活保護受給中ではないが、300万円以下	2,200円
300万円を超える	4,400円

別表4

DV等被害者法律相談援助資産基準

業務方法書第70条の14第2項によりDV等被害者法律相談援助に要する費用を負担させない者とは、DV等被害者法律相談援助の実施時に有する処分可能な現金及び預貯金(以下「現金等」という。)の合計額が300万円以下の者をいう。

この場合において、当該DV等被害者法律相談援助に係る特定侵害行為により生じた負傷又は疾病の療養に要する費用その他の当該特定侵害行為を原因として当該DV等被害者法律相談援助の実施日から1年以内に支出することとなると認められる費用の額は、現金等の合計額から控除する。

## [資料2]DV等被害者法律相談援助業務運営細則

日本司法支援センター  
平成29年細則第7号  
最終改正令和4年4月1日  
令和4年細則第4号

### DV等被害者法律相談援助業務運営細則

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この細則は、日本司法支援センター業務方法書（以下「業務方法書」という。）第101条の規定に基づき、DV等被害者法律相談援助業務の運営に関する細則を定めることを目的とする。

##### (支部における規定の適用)

第2条 支部の業務において、この細則の規定に「地方事務所長」とあるのは、次の各号に掲げる場合を除き、「支部長」と読み替えるものとする。

- (1) 業務方法書第70条の25第2項に基づき、地方事務所長が地方DV等被害者法律相談援助審査委員の選任及び同委員長若しくは副委員長を指名する場合
- (2) 第6条第1項において、地方事務所長が、支部長がDV等被害者法律相談援助の担当者となる事件に対する決定及び決裁を行う場合

##### (弁護士との契約に関する事項)

第3条 センターは、地方事務所において、当該地方事務所に対応する弁護士会の所属弁護士からDV等被害者法律相談援助契約の申込書の提出を受けることにより、DV等被害者法律相談援助契約の申込みを受け付ける。

2 地方事務所は、前項に基づく申込みの受付について、当該地方事務所に対応する弁護士会からの申出があるときは、弁護士会に所属弁護士の申込書の取りまとめを依頼し、所属弁護士の申込書を弁護士会からまとめて受け付ける方法により申込みを受け付けることができる。

3 センターは、弁護士からなされた申込みの諾否を決定するために必要があるときは、当該弁護士の所属弁護士会に照会するなどの方法により、所要の調査を行う。

##### (弁護士との契約の締結)

第4条 弁護士とのDV等被害者法律相談援助契約の締結に関する事項については、次の各号に掲げる場合を除き、申込みを受け付けた地方事務所の地方事務所長が申込みに対する諾否を決定する。

- (1) 契約締結障害事由があること以外を理由として契約の申込みを拒絶する場合
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、地方事務所長が理事長の判断を要すると認めた場合
- 2 前項各号に掲げる場合については、理事長が申込みに対する諾否を決定する。

##### (DV等被害者法律相談援助の実施体制に関する事項)

第5条 地方事務所は、DV等被害者法律相談援助業務を円滑に実施するため、あらかじめ、DV等被害者援助弁護士との間での連絡方法を定める。

2 地方事務所は、DV等被害者法律相談援助業務を迅速かつ確実に実施するため、あらかじめ、DV等被害者法律相談援助の担当者を選任するための名簿（以下「DV等被害者援助弁護士名簿」という。）を調製し、事務所に備え置く。

3 地方事務所は、当該地方事務所に対応する弁護士会から申出があるときは、弁護士会にDV等被害者援助弁護士名簿の調製への協力を依頼し、これに基づいてDV等被害者援助弁護士名簿を調製する。

4 地方事務所は、DV等被害者援助弁護士名簿を調製するときは、当該地方事務所に対応する弁護士会と協議を行つ

## [資料2]DV等被害者法律相談援助業務運営細則

た上で、作成すべき名簿の種類、DV等被害者法律相談援助の担当者を選任する手順その他DV等被害者法律相談援助業務を迅速かつ確実に行うために必要な事項を定める。

5 地方事務所は、DV等被害者援助弁護士名簿を調製した場合には、DV等被害者法律相談援助の担当者の選任に係る運用状況について、当該地方事務所に対応する弁護士会と必要な協議を行う。

(地方事務所長がDV等被害者援助弁護士となる事件に対する決定等)

第6条 地方事務所長がDV等被害者法律相談援助の担当者となる事件に対する決定及び決裁は、当該地方事務所長が所属する地方事務所の副所長を行い、支部長がDV等被害者法律相談援助の担当者となる事件に対する決定及び決裁は、当該支部長が所属する支部を管轄する地方事務所の地方事務所長が行うものとする。

2 地方事務所長又は副所長（以下「所長等」という。）は、DV等被害者法律相談申込者が、所長等の現に受任若しくは受託（以下「受任等」という。）している事件又は現に法律相談を受けている事件の相手方であるときは、これを知りながら、当該DV等被害者法律相談援助に関する決定及び決裁に関与してはならない。この場合において、当該DV等被害者法律相談援助に関する決定及び決裁は、当該DV等被害者法律相談援助に係る事件の相手方から当該事件の受任等をせず、かつ当該事件について法律相談を受けていない所長等が行うものとする。

(決定等に関与した事件に関する書面等へのアクセス禁止等)

第7条 所長等は、次の各号に掲げる事由があるときは、当該DV等被害者法律相談援助に関する書面及び電磁的記録にアクセスしてはならない。

- (1) 前条第2項の規定によりDV等被害者法律相談援助に関する決定及び決裁に関与することができないとき
- (2) 所長等が決定又は決裁に関与したDV等被害者法律相談援助のDV等被害者法律相談被援助者が、所長等の現に受任等をしている事件又は現に法律相談を受けている事件の相手方であることを所長等が知ったとき

2 前項各号に規定する場合において、当該所長等は、当該DV等被害者法律相談援助に関して職務上知り得た情報を、自分が現に受任等をしている事件又は現に法律相談を受けている事件に利用してはならない。

## 第2章 DV等被害者法律相談援助の実施

(DV等被害者法律相談援助の申込みの受付場所)

第8条 DV等被害者法律相談援助の申込みは、DV等被害者法律相談申込者の住所、居所又は勤務地が存在する都道府県内のセンターの事務所及びDV等被害者援助弁護士の事務所において受け付ける。ただし、以下のセンターの事務所等においても受け付けることができる。

- (1) 都道府県境を越えることになつても、住所、居所又は勤務地とセンターの事務所との位置関係等からDV等被害者法律相談申込者にとって利用しやすい場所にあるセンターの事務所
- (2) その他センターが相当と認めたセンターの事務所等

(DV等被害者法律相談援助の申込方法等)

第9条 DV等被害者法律相談援助の申込みは、申込みをする者が口頭又は自ら記入したセンター所定の書面（以下「DV等被害者法律相談援助申込書」という。）を提出する方法により行うものとする。

2 DV等被害者法律相談申込者は、前項の申込みに際し、事案の概要、住所、氏名、生年月日及び資産、並びに事件の相手方が判明している場合にあってはその住所及び氏名その他必要な事項を、センター又はDV等被害者援助弁護士に申告しなければならない。

3 DV等被害者法律相談申込者は、第1項の申込みを口頭の方法により行った場合には、当該申込みに係るDV等被害者法律相談援助の実施までに、DV等被害者法律相談援助申込書に前項に掲げる事項を自ら記入し、センター又は当該DV等被害者法律相談援助を行おうとするDV等被害者援助弁護士に提出しなければならない。ただし、DV等被害者法律相談申込者が、病気、障害その他の事由により、自ら記入することができないときは、他の者に記入させることができる。

## [資料2]DV等被害者法律相談援助業務運営細則

4 次条第1項第4号に定めるDV等被害者電話等相談援助を実施する場合は、前項の規定は適用せず、第10条の2第3号の定めによるものとし、第12条第1項中「第9条第1項に規定する申込みがあった場合」とあるのは「DV等被害者電話等相談援助の申込みがあった場合」と読み替えるものとする。

(DV等被害者法律相談援助の類型)

第10条 業務方法書第2章第2節の2に規定するDV等被害者法律相談援助は、下記の各類型により実施する。

(1) DV等被害者センター相談援助

センターの事務所及びDV等被害指定相談場所(DV等被害者の実情に配慮して、センターが、DV等被害者法律相談援助の継続的な実施場所として相当と認めて指定した場所をいい、民事法律扶助業務における法律相談援助及び震災法律援助業務における震災法律相談援助の指定相談場所は、原則として、DV等被害指定相談場所とすることができる。)において実施するDV等被害者法律相談援助。

(2) DV等被害者事務所相談援助

DV等被害者援助弁護士の事務所において実施するDV等被害者法律相談援助。

(3) DV等被害者出張相談援助

業務方法書第70条の16第2項の規定に基づくDV等被害者法律相談援助。

(4) DV等被害者電話等相談援助

業務方法書第70条の14第2項の方法によるDV等被害者法律相談援助。

2 センターは、DV等被害者援助弁護士がその事務所以外の適宜の場所で児童虐待を現に受けている疑いがあると認められる者に対する法律相談を行った場合において、当該法律相談が業務方法書第70条の13に掲げる要件及び次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると地方事務所長が認めるときは、当該法律相談をDV等被害者事務所相談援助として取り扱うことができる。

(1) 事案の性質等により、当該DV等被害者援助弁護士の事務所以外の適宜の場所において法律相談を行う必要性が高いこと。

(2) 当該法律相談において、その対象者の個人情報の保護に配慮した相談態勢がとられたこと。

(DV等被害者電話等相談援助)

第10条の2 業務方法書第70条の14第4項各号に掲げる事項を、次のとおり定める。

(1) DV等被害者電話等相談援助に際して弁護士が使用する電気通信回線の種別

センターの事務所(DV等被害指定相談場所を含む。)備付けの電話機又はDV等被害者援助弁護士が業務上使用する電話機、インターネット回線に接続したパーソナルコンピュータその他の通信機器

(2) DV等被害者電話等相談援助に際してのDV等被害者援助弁護士の所在場所

センターの事務所、DV等被害指定相談場所、DV等被害者援助弁護士の事務所その他執務に適した場所

(3) DV等被害者電話等相談援助の申込手続

第9条第2項に掲げる事項を記入したDV等被害者法律相談援助申込書を郵送若しくはファクシミリによりセンターの事務所(DV等被害指定相談場所を含む。)若しくはDV等被害者援助弁護士の事務所に提出する方法又は電話若しくはメールで第9条第2項に掲げる事項をセンターの事務所(DV等被害指定相談場所を含む。)若しくはDV等被害者援助弁護士の事務所に伝達する方法

(4) 前三号に掲げるもののほか、DV等被害者電話等相談援助を実施する条件

ア DV等被害者電話等相談援助を担当するDV等被害者援助弁護士は、第8条に規定する場所を管轄する地方事務所に対応する弁護士会に所属するものとする。

イ その他の条件は、理事長が別に定める。

(DV等被害者出張相談援助の実施)

第11条 DV等被害者出張相談援助は、この条に定めるところにより行う。

2 DV等被害者出張相談援助の対象者は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当し、業務方法書第70条の16第1

## [資料2]DV等被害者法律相談援助業務運営細則

項の規定によりDV等被害者法律相談援助を実施する相談場所（以下「既設相談場所」という。）における相談にアクセスすることが困難である者とする。

- (1) 65歳以上の高齢者
- (2) 心身に重度又は中度の障害がある者
- (3) 18歳に満たない者
- (4) 負傷又は疾病により既設相談場所に赴くことが困難な者
- (5) 既設相談場所まで公共交通機関を利用して往復3時間以上を要する地域に居住する者であり、かつ、センターが特に認める者
- (6) 前各号に掲げる事由のほか、やむを得ない事情により既設相談場所に赴くことが困難な者

3 地方事務所長は、DV等被害者法律相談申込者又はDV等被害者援助弁護士からDV等被害者出張相談援助の利用を求められたときは、電話による聴取結果等により、事案の内容と出張に要する負担等を確認し、DV等被害者出張相談援助の要否を判断するものとする。

4 地方事務所長は、DV等被害者法律相談援助の担当者として選任されたDV等被害者援助弁護士の責に帰すことのできない事由により前項に規定するDV等被害者出張相談援助の要否をその実施前に判断することができなかつた場合には、当該DV等被害者援助弁護士から事案の内容と出張に要した負担等を聴取し、当該DV等被害者援助弁護士が行った法律相談をDV等被害者出張相談援助として取り扱うことができる。

5 DV等被害者出張相談援助は、対象者の居住場所のほか、次の各号に掲げる場所で実施することができる。

- (1) 対象者が入院又は療養をする病院その他の施設
- (2) 対象者が入所又は通所する福祉施設等
- (3) 対象者が入所又は通所する婦人保護施設、母子生活支援施設又は民間のシェルターその他の緊急避難場所及び対象者が一時避難する宿泊施設等
- (4) その他公共機関の施設
- (5) 前各号に掲げる場所のほか、地方事務所長がDV等被害者出張相談援助の実施場所として適当と認める場所

6 DV等被害者出張相談援助を実施した場合の費用は、第18条に定めるところに従って支出する。この場合において、DV等被害者出張相談援助を実施した場所が第20条の規定により旅費及び宿泊費を支出する旨の決定をすることができる地であるときは、同条が定めるところにより算定した額の旅費及び宿泊費を別途支出する。

### （担当者の選任の方法）

第12条 地方事務所長は、センターに対し第9条第1項に規定する申込みがあった場合において、その申込みに係る案件が業務方法書第70条の13に掲げる要件に該当すると認めるとときは、DV等被害者法律相談申込者の実情に配慮し、DV等被害者援助弁護士名簿の中から当該DV等被害者法律相談援助の担当者を選任する。

2 地方事務所長は、前項の規定によりDV等被害者法律相談援助の担当者を選任するときは、DV等被害者法律相談申込者の所在地に対応する弁護士会に所属するDV等被害者援助弁護士から選任するものとする。ただし、事案の特殊性又は緊急性その他特別の事情のある場合は、この限りでない。

3 地方事務所長は、第1項の規定によりDV等被害者法律相談援助の担当者を選任する場合には、あらかじめ、選任しようとするDV等被害者援助弁護士に対して打診を行い、当該DV等被害者援助弁護士が当該DV等被害者法律相談援助の担当者となることができるか否かを確認する。

4 第1項の規定によりDV等被害者法律相談援助の担当者に選任されたDV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談申込者の実情に配慮し、当該DV等被害者法律相談援助を行うよう努める。

### （DV等被害者簡易援助の要件・方法）

第13条 DV等被害者簡易援助とは、業務方法書第70条の15に規定する援助として、DV等被害者援助弁護士がDV等被害者法律相談援助の際に、簡易な法的文書（DV等被害者法律相談被援助者が持参した様式に必要事項を書き込む場合のように、口頭の説明で足りるものと除く。以下同じ。）を作成し、DV等被害者法律相談被援助者に交付

## [資料2]DV等被害者法律相談援助業務運営細則

することをいう。

2 DV等被害者援助弁護士は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす場合は、DV等被害者簡易援助を行うことができる。

- (1) DV等被害者法律相談援助時間内に文書を作成できること。
- (2) DV等被害者法律相談被援助者本人名義の簡易な法的文書を作成することができるが紛争の迅速かつ適正な解決に資する事案であること。
- (3) 簡易な法的文書を作成することについて、DV等被害者法律相談被援助者の同意があること。
- (4) 第18条第5項の場合を除き、同条第3項及び第4項の規定によってDV等被害者法律相談被援助者が負担すべき費用が当該DV等被害者援助弁護士に対して支払われる見込みがあること。

3 DV等被害者簡易援助を行ったDV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助の終了後、直ちに、地方事務所長に対し、DV等被害者法律相談被援助者が文書を受領したことを確認する署名がなされた法律相談票及びDV等被害者簡易援助により作成した文書の写しを提出しなければならない。

4 地方事務所長は、DV等被害者法律相談被援助者に対し、前項の文書の作成について確認することができる。

(法律相談票の作成と提出)

第14条 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助を行ったときは、直ちに、法律相談票を作成してDV等被害者法律相談援助申込書と共に地方事務所長に提出するものとする。

2 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者事務所相談援助又はDV等被害者出張相談援助を行ったときは、DV等被害者法律相談援助申込書に、DV等被害者法律相談被援助者が当該DV等被害者法律相談援助を受けたことを確認する当該DV等被害者法律相談被援助者の署名を得るものとし、当該署名を得ることができなかつたときは、その理由を地方事務所長に申し出なければならない。

3 前項の署名は、DV等被害者電話等相談援助においては不要とする。

4 第1項の提出は、センターの事務所でDV等被害者法律相談援助を行った場合を除き、ファクシミリにより行うことができる。

5 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助を行った日の翌日から14営業日以内に、センターに対し、法律相談票及びDV等被害者法律相談援助申込書（以下「法律相談票等」という。）を提出しないときは、当該期限を経過した理由を地方事務所長に申し出なければならない。

6 センターは、次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、当該DV等被害者法律相談援助の法律相談費を支払わない。

- (1) 第2項に係るDV等被害者法律相談被援助者の署名を得ることができなかつた場合において、その理由が合理的であると認められないとき又はその理由の申出がないとき。
- (2) DV等被害者援助弁護士が前項の期限内に法律相談票等を提出しなかつた場合において、当該期限を経過した理由が合理的であると認められないとき又はその理由の申出がないとき。

(相談日程の通知及び相談不実施の報告)

第15条 DV等被害者援助弁護士は、第12条第1項の規定によりDV等被害者法律相談援助の担当者に選任された場合において、選任の日の翌日から5営業日を超えた日に当該DV等被害者法律相談援助を行うこととなつたとき（5営業日経過時点において相談日が未定である場合を含む。）は、速やかに、その旨を地方事務所長に通知しなければならない。ただし、地方事務所長がその旨を既に了知している場合を除く。

2 DV等被害者援助弁護士は、第12条第1項の規定によりDV等被害者法律相談援助の担当者に選任された場合において、当該DV等被害者法律相談援助を行わないこととなつたときは、選任の日からの経過日数にかかわらず、速やかに、その理由を記載した報告書（以下「不実施報告書」という。）を作成して地方事務所長に提出しなければならない。ただし、地方事務所長がその旨を既に了知している場合を除く。

(法律相談票等未提出案件が一定件数を超えた場合の取扱い)

## [資料2]DV等被害者法律相談援助業務運営細則

第16条 地方事務所長は、DV等被害者援助弁護士が業務方法書第70条の20の規定に違反して法律相談票又は不実施報告書を提出していない援助案件（以下「法律相談票等未提出案件」という。）の合計件数が、理事長が別に定める数に達したときは、当該DV等被害者援助弁護士に、DV等被害指定相談場所若しくはセンターの事務所又はDV等被害者法律相談援助の申込みがセンターに対して行われた場合の当該DV等被害者援助弁護士の事務所におけるDV等被害者法律相談援助を実施させないことができる。ただし、法律相談票等未提出案件の合計件数が、理事長が別に定める数に達した後、当該DV等被害者援助弁護士から、法律相談票等未提出案件に係る全ての法律相談票等が提出され、かつ、地方事務所長が実施させないこととしたDV等被害者法律相談援助を行いたい旨の申出があったときは、この限りでない。

2 地方事務所長は、DV等被害者援助弁護士が業務方法書第46条若しくは第47条又は第83条の31において準用するこれらの規定に違反して報告書を提出していない援助案件（以下「報告書未提出案件」という。）の合計件数が、理事長が別に定める数に達したときは、当該DV等被害者援助弁護士に、DV等指定相談場所若しくはセンターの事務所又はDV等被害者法律相談援助の申込みがセンターに対して行われた場合の当該DV等被害者援助弁護士の事務所におけるDV等被害者法律相談援助を実施させないことができる。ただし、報告書未提出案件の合計件数が、理事長が別に定める数に達した後、当該DV等被害者援助弁護士から、報告書未提出案件に係る全ての報告書が提出され、かつ、地方事務所長が実施させないこととしたDV等被害者法律相談援助を行いたい旨の申出があったときは、この限りでない。

### （法律事務の受任等に関する原則）

第17条 民事法律扶助契約を締結しているDV等被害者援助弁護士は、自らがDV等被害者法律相談援助を行った案件につき業務方法書第29条第1項第1号に定める決定があったときは、受任者等となるよう努める。ただし、当該DV等被害者援助弁護士が業務の繁忙その他の理由により当該案件を受任し又は受託することができないときは、この限りでない。

### （DV等被害者法律相談援助の法律相談費等）

第18条 業務方法書第70条の21に基づき、DV等被害者法律相談援助の実施に携わったDV等被害者援助弁護士に対して支払う法律相談費は、別表の1の基準の範囲内において地方事務所長が定めた額とする。

2 センターは、DV等被害者出張相談援助に携わったDV等被害者援助弁護士に対し、別表の2の基準の範囲内において地方事務所長が定めた額の出張手当を支払うことができる。

3 DV等被害者簡易援助を行った場合の費用（以下「DV等被害者簡易援助費」という。）は、1通につき4,400円とする。

4 DV等被害者簡易援助費の支払は、DV等被害者法律相談被援助者が業務方法書別表4のDV等被害者法律相談援助資産基準に定める者に該当する場合は、うち2,200円の支払はセンターが当該DV等被害者簡易援助を行ったDV等被害者援助弁護士に対して行い、うち2,200円はDV等被害者法律相談被援助者が当該DV等被害者援助弁護士に支払うようセンターがDV等被害者法律相談被援助者に指示して行うものとし、DV等被害者法律相談被援助者が同DV等被害者法律相談援助資産基準に定める者に該当しない場合は、全額につきDV等被害者法律相談被援助者が当該DV等被害者援助弁護士に支払うようセンターがDV等被害者法律相談被援助者に指示して行うものとする。ただし、センターの職員のうち、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士がDV等被害者法律相談援助の実施に伴いDV等被害者簡易援助を行った場合には、DV等被害者法律相談被援助者が支払うべき費用は、DV等被害者法律相談被援助者からセンターに対して支払われるものとする。

5 前項の規定にかかわらず、DV等被害者簡易援助を行ったDV等被害者援助弁護士が、センターに対し、DV等被害者法律相談被援助者がDV等被害者法律相談援助の実施時において生活保護法による保護を受けていることを証する書面を、法律相談票と共に提出したときは、DV等被害者簡易援助費の全額をセンターが当該DV等被害者援助弁護士に対して支払う。

6 DV等被害者簡易援助費は、同一の特定侵害行為による被害に関するDV等被害者法律相談援助について1通分を

## [資料2]DV等被害者法律相談援助業務運営細則

限度とする。ただし、複数の法的文書が作成された場合において、その作成の難易及び必要性を考慮し、センターが相当と認めたときは、2通分の費用を限度とすることができます。

### (待機謝金)

第19条 DV等被害者センター相談援助を予約制で実施している場合において、事前にDV等被害者法律相談援助の予約をしていた者がいずれも来所しなかったため、担当者に選任されていたDV等被害者援助弁護士が全くDV等被害者法律相談援助を行うことができなかつた場合は、センターは、当該DV等被害者援助弁護士に対し、別表の3に定める基準の範囲内において地方事務所長が定めた待機謝金を支払うことができる。

### (旅費及び宿泊費)

第20条 センターは、DV等被害者援助弁護士がDV等被害者法律相談援助を行うため事務所所在地から離れた地（日本国内に限る。以下「遠隔地」という。）に赴くことが必要かつ相当であると認められ、かつ、DV等被害者援助弁護士が、通常の経路及び方法（自家用車の使用が通常の方法と認められる場合を含む。）を用い、事務所所在地を出て当該遠隔地においてDV等被害者法律相談援助を行った後にDV等被害者援助弁護士の事務所所在地に戻る場合に、旅行のために通常要すべき時間（公共交通機関の待ち合わせ時間を含む。）の合計が4時間を超えるとき又はその場合に現に支払う交通費の額（原則として長距離の移動部分に限る。以下この条において同じ。）が5,000円を超えるときは、この条に定める基準により、必要な旅費及び宿泊費を支出する旨を決定することができる。

#### (1) 旅費

##### ア 直線距離に基づく算出基準

DV等被害者援助弁護士の事務所所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所（事務所所在地簡易裁判所）と、赴いた場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所（出張先簡易裁判所）との間の直線距離（1キロメートル未満の端数は切り捨てる。）を基準として、その距離が10キロメートルの範囲内にあるときは零とし、これらの間の距離が10キロメートル以上のときは、その距離に、下記表1の左欄に掲げる当該距離の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を乗じて得た額とする。

(表1)

左 欄	右 欄
10キロメートル以上 100キロメートル未満	1キロメートルにつき 30円
100キロメートル以上 301キロメートル未満	1キロメートルにつき 50円
301キロメートル以上	(1) 301キロメートル未満の部分 1キロメートルにつき 50円 (2) 301キロメートル以上の部分 1キロメートルにつき 40円

##### イ 実費額に基づく算出基準

旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額がアの直線距離に基づいて計算した旅費額を超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え、ETC利用証明書明細、プリペイドカードの裏面に印字された利用明細等の文書が提出されたときは、現に支払った交通費の額とする。

##### ウ 算出基準の選択

事務所所在地簡易裁判所と出張先簡易裁判所との間の一部の区間につき実費額による支出をするときは、その余の区間にについて直線距離に基づく旅費額の支出は行わないものとする。

#### (2) 宿泊費

宿泊費の額は、一夜当たり、宿泊地が、下記表2に定める甲地方である場合においては8,500円、乙地方である場合においては7,500円とする。

(表2)

## [資料2]DV等被害者法律相談援助業務運営細則

甲地方	さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市
乙地方	甲地方以外の地域

(DV等被害者法律相談援助に伴う通訳サービスの提供)

第21条 センターは、DV等被害者法律相談援助を実効的に行うために、外国語等の通訳サービスの提供が必要かつ相当と認めたときは、この条の規定に従い、センターが委託した通訳人若しくは通訳サービス提供業者が指定した通訳人にこれを行わせ、又はDV等被害者援助弁護士が委託した通訳人の費用を支出することができる。ただし、DV等被害者法律相談被援助者が自ら適当な通訳人を確保できる場合又はセンター若しくはDV等被害者援助弁護士において適当な通訳人に委託することが困難な場合は、この限りでない。

- 2 通訳サービスの提供に要する費用については、DV等被害者法律相談被援助者に負担させないものとする。
- 3 センターの事務所におけるDV等被害者法律相談援助において通訳サービスを提供する場合は、センターが、適當と認める通訳人又は通訳サービス提供業者が指定した通訳人に対し、通訳業務を委託する方法により行うものとする。
- 4 DV等被害者事務所相談援助において通訳サービスを提供する場合は、DV等被害者援助弁護士が、適當と認める通訳人に対し、あらかじめ地方事務所長の承認を得て、通訳業務を委託する方法により提供するものとする。
- 5 DV等被害指定相談場所におけるDV等被害者法律相談援助及びDV等被害者出張相談援助において通訳サービスを提供する場合は、第3項に定める方法又はセンターとDV等被害者法律相談援助の実施場所の管理者との契約に基づき、当該場所の管理者が適當と認める通訳人に対し、通訳業務を委託する方法により提供するものとする。
- 6 通訳料（交通費及び消費税を含む。）は、以下の基準によるものとする。
  - (1) 通訳料
 

1件当たり 11,000 円を上限とする。ただし、同一日に同一場所で2件以上通訳サービスを提供した場合は 16,500 円を上限とする。
  - (2) DV等被害指定相談場所の管理者が通訳人に委託する方法で通訳サービスが提供された場合の通訳料
 

DV等被害指定相談場所の管理者が通訳人に支払う通訳料を、同管理者が実施する法律相談で通訳サービスが提供された件数と、DV等被害者法律相談援助で通訳サービスが提供された件数とで案分し、DV等被害者法律相談援助に割り付けられた金額とする。ただし、DV等被害者法律相談援助 1件当たり 11,000 円を超えないものとする。
  - (3) 通訳サービス提供業者が指定した通訳人によるオンラインを用いた通訳サービスが提供された場合
 

センターが委託した通訳サービス提供業者が指定した通訳人によるオンラインを用いた通訳サービスが提供された場合の通訳料は、センターと通訳サービス提供業者との間で締結した(1)及び(2)の基準その他の事情を踏まえた契約条項に従うものとする。
- 7 第3項若しくは第4項に規定する場合又は第5項に規定する場合であって第3項に定める方法による場合で、かつ、DV等被害者法律相談援助を予約制で実施している場合において、事前にDV等被害者法律相談援助の予約をした者がいざれも来所しなかったため、通訳人が全く通訳サービスを提供することができなかつた場合は、当該通訳人に対し、5,500 円を上限とする待機謝金（交通費及び消費税を含む。）を支払う。
- 8 通訳を要する言語が希少言語である等、近隣における通訳人の確保が困難な場合であって、通訳人が通訳を行うために通常の経路及び方法（自家用車の使用が通常の方法と認められる場合を含む。）を用い、住所地又は勤務地を出て目的地において必要な通訳を行った後に住所地又は勤務地に戻る場合（日本国内に限る。）に、旅行のために通常要すべき時間（公共交通機関の待ち合わせ時間を含む。）の合計が4時間を超えるときは、前二項にかかわらず、第20条に定めるところにより算出した長距離の移動部分に係る旅費を支出することができる。ただし、支出する場合には、あらかじめ、本部と協議しなければならない。
- 9 理事長は、この条に定めるもののほか、DV等被害者法律相談援助に伴う通訳サービスの提供に関し、必要な事項

## [資料2]DV等被害者法律相談援助業務運営細則

について実施要領を定めることができる。

(他の法律相談援助との関係)

第22条 センターは、DV等被害者法律相談援助の要件を満たす法律相談が、センターの実施する他の法律相談援助の要件も満たす場合においては、いずれか1つの法律相談費、出張手当、簡易援助費、待機謝金、旅費、宿泊費及び通訳料のみを支払う。

(DV等被害者法律相談援助における費用の負担)

第23条 センターは、業務方法書第70条の2第1項に基づきDV等被害者援助費用負担決定をしたときは、DV等被害者法律相談被援助者に対し、1回につき5,500円の費用負担を求める。

(文書の送付)

第24条 DV等被害者法律相談援助業務において、センターがDV等被害者法律相談被援助者又はDV等被害者援助弁護士その他の利害関係者（以下「利害関係者」という。）に対して文書を送付するときは、あらかじめ利害関係者がセンターに届け出た連絡先を送付先とし、郵便により行う。

2 前項の場合において、普通通常郵便により発送した文書は、センターが利害関係者に文書を発送した日の翌々日（翌々日が日曜、祝日又は国民の休日であるときは、その後の最初の平日）に、利害関係者に到達したものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、センターは、DV等被害者援助弁護士に対する決定書、報告の督促その他の事務連絡の文書の送付を、ファクシミリその他適宜の方法によってすることができる。この場合、センターのDV等被害者援助弁護士に対する通知は、送信日に当該弁護士に到達したものとみなす。

(通知の方法)

第25条 DV等被害者援助費用負担決定又はその取消しの通知は、DV等被害者法律相談被援助者に対し、決定書その他の適宜の書面（以下「決定書等」という。）を郵送その他の方法により交付する方法によって行う。ただし、DV等被害者法律相談被援助者から決定書等の交付に支障がある旨の申出があった場合には、センターは、決定書等の交付に代えて、電話その他の方法により口頭でその内容を通知することができる。

### 附 則

この細則は、平成30年1月24日から施行する。

#### 附 則（日本司法支援センター令和元年細則第3号）

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

#### 附 則（日本司法支援センター令和2年細則第4号）

この細則は、令和2年5月1日から施行する。

#### 附 則（日本司法支援センター令和3年細則第3号）

この細則は、令和3年2月1日から施行する。

#### 附 則（日本司法支援センター令和4年細則第4号）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

[資料2]DV等被害者法律相談援助業務運営細則

別表（第18条、第19条関係）

DV等被害者法律相談援助費用等支出基準

1 法律相談費

1 件当たりの法律相談費（消費税込）	5,500円
--------------------	--------

2 出張手当

DV等被害者法律相談援助の担当者の事務所からDV等被害者法律相談援助を実施する場所まで、通常の経路及び方法を用いて移動した場合に通常要する時間が往復90分以下のとき	5,500円
DV等被害者法律相談援助の担当者の事務所からDV等被害者法律相談援助を実施する場所まで、通常の経路及び方法を用いて移動した場合に通常要する時間が往復90分を超え180分以下のとき	11,000円
DV等被害者法律相談援助の担当者の事務所からDV等被害者法律相談援助を実施する場所まで、通常の経路及び方法を用いて移動した場合に通常要する時間が往復180分を超えるとき	16,500円

3 待機謝金

待機時間が1時間10分以下のとき	5,500円
待機時間が1時間10分を超えるとき	11,000円

## [資料3]DV等被害者法律相談援助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士との契約条項

DV等被害者法律相談援助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士との契約条項

### 第1章 総則

#### (適用範囲)

第1条 日本司法支援センター（以下「センター」という。）が、弁護士とDV等被害者法律相談援助業務に係る事務の取扱いに関し、その取り扱う法律相談に対応して支給すべき法律相談費及び費用が定められる契約（第3条第4号に規定するDV等被害者法律相談援助契約）を締結するときは、この契約条項によるものとする。

#### (支部における規定の適用)

第2条 支部の業務において、この契約条項の規定に「地方事務所長」とあるのは、「支部長」と読み替えるものとする。

#### (定義)

第3条 この契約条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 DV等被害者法律相談援助 業務方法書第70条の11第2号の援助をいう。
- 二 DV等被害者法律相談附帯援助 業務方法書第70条の11第3号の援助をいう。
- 三 DV等被害指定相談場所 業務方法書第70条の11第4号の場所をいう。
- 四 DV等被害者法律相談援助契約 業務方法書第70条の11第5号の契約をいう。
- 五 DV等被害者援助弁護士 センターとの間でDV等被害者法律相談援助契約を締結した弁護士をいう。
- 六 DV等被害者法律相談申込者 DV等被害者法律相談援助の申込みをした者をいう。
- 七 DV等被害者法律相談被援助者 DV等被害者法律相談援助を受けた者をいう。

### 第2章 弁護士との契約に関する事項

#### (DV等被害者法律相談援助契約の方法)

第4条 センターは、地方事務所において、当該地方事務所に対応する弁護士会の所属弁護士からDV等被害者法律相談援助契約の申込書（以下「契約申込書」

という。）の提出を受けることにより、DV等被害者法律相談援助契約の申込みを受け付ける。

2 地方事務所は、前項に基づく申込みの受付について、当該地方事務所に対応する弁護士会からの申出があるときは、弁護士会に所属弁護士の契約申込書の取りまとめを依頼し、所属弁護士の申込書を弁護士会からまとめて受ける方法により申込みを受け付けることができる。

#### (申込手続)

第5条 契約申込書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申込みを行う弁護士（以下「契約申込弁護士」という。）の氏名、所属する弁護士会（以下「所属会」という。）及び登録番号
  - 二 契約申込弁護士の事務所の名称、住所、電話番号及びファクシミリ番号
  - 三 契約申込弁護士との連絡方法
  - 四 法律相談費などの支払を受ける際に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称並びに当該口座の種別、名義及び口座番号
  - 五 登録を希望する名簿の種類
  - 六 第7条第1項各号に掲げる契約締結障害事由がないこと
- 2 契約申込弁護士は、契約申込書に、前項第2号の電話番号及びファクシミリ番号のほかに、緊急の場合に利用する連絡先として、事務所とは別の電話番号、ファクシミリ番号を追加して記載することができる。
- 3 DV等被害者法律相談申込者の実情に配慮したDV等被害者法律相談援助を実施するため、契約申込弁護士は、前二項に掲げる事項のほか、前条の契約申込書に契約申込弁護士の生年月日及び性別を記載することができる。

#### (DV等被害者法律相談援助契約の期間等)

第6条 センターは、DV等被害者法律相談援助業務に精通した弁護士とDV等被害者法律相談援助契約を締結する。

2 DV等被害者法律相談援助契約の期間は2年とする。ただし、この契約は、期間満了1か月前までにセンター又はDV等被害者援助弁護士から契約を更新しない旨の通知が書面でなされた場合を除き、さらに2年間更新するものとし、その後も同様とする。

#### (契約障害事由)

## [資料3]DV等被害者法律相談援助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士との契約条項

第7条 センターは、契約申込弁護士に次の各号のいずれかの事由があるときは、DV等被害者法律相談援助契約を締結しない。

一 弁護士法（昭和24年法律第205号）第57条に規定する懲戒による業務停止期間中であるとき。

二 DV等被害者法律相談援助契約上の措置による契約締結拒絶期間中であるとき。

2 センターと前項各号の事由がある契約申込弁護士との間でDV等被害者法律相談援助契約の締結行為が行われたとしても、契約の効力は生じない。

（諾否の回答等）

第8条 センターは、第4条の申込みを受け付けたときは、速やかに、諾否を決定して契約申込弁護士に通知するものとする。

2 センターは、申込みの諾否を決定するために必要があるときは、契約申込弁護士の所属会に照会するなどの方法により、所要の調査を行う。

### 第3章 DV等被害者法律相談援助に関する事項

（担当者の選任の方法）

第9条 地方事務所長は、センターに対しDV等被害者法律相談援助の申込みがあった場合において、その申込みに係る案件が業務方法書第70条の13に掲げる要件に該当すると認めるときは、DV等被害者法律相談申込者の実情に配慮し、DV等被害者援助弁護士名簿の中から当該DV等被害者法律相談援助の担当者を選任する。

2 地方事務所長は、前項の規定によりDV等被害者法律相談援助の担当者を選任するときは、DV等被害者法律相談申込者の所在地に対応する弁護士会に所属するDV等被害者援助弁護士から選任するものとする。ただし、事案の特殊性又は緊急性その他特別の事情のある場合は、この限りでない。

3 地方事務所長は、第1項の規定によりDV等被害者法律相談援助の担当者を選任する場合には、あらかじめ、選任しようとするDV等被害者援助弁護士に対して打診を行い、当該DV等被害者援助弁護士が当該DV等被害者法律相談援助の担当者となることができるか否かを確認する。

4 第1項の規定によりDV等被害者法律相談援助の

担当者に選任されたDV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談申込者の実情に配慮し、当該DV等被害者法律相談援助を行うよう努める。

（DV等被害者法律相談援助の担当者として選任された場合の手続）

第10条 DV等被害者法律相談援助の担当者として選任されたDV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助の実施までに、当該DV等被害者法律相談申込者から、事案の概要、住所、氏名、生年月日及び資産並びに事件の相手方が判明している場合にあってはその住所及び氏名その他必要な事項を記入したセンター所定の書面（以下「DV等被害者法律相談援助申込書」という。）の提出を受けるものとする。ただし、DV等被害者法律相談申込者がセンターにDV等被害者法律相談援助申込書を提出した場合は、この限りでない。

（DV等被害者援助弁護士が援助申込みを受ける場合の手続）

第11条 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助の申込みを受けようとするときは、DV等被害者法律相談申込者から、事案の概要、住所、氏名、生年月日及び資産並びに事件の相手方が判明している場合にあってはその住所及び氏名その他必要な事項の申告を受けるものとする。

2 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助の申込みを口頭の方法により受けた場合には、当該申込みに係るDV等被害者法律相談援助の実施までに、DV等被害者法律相談申込者から、前項に掲げる事項を記入したDV等被害者法律相談援助申込書の提出を受けるものとする。

3 第1項に規定する申込みを受けたDV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談申込者がDV等被害者援助弁護士からの連絡に応答しないときは、DV等被害者法律相談の申込みの取下げがあったものとみなすことができる。

4 DV等被害者援助弁護士は、第1項に規定する申込みを受けたときは、速やかに、当該申込みに係る案件（以下「DV等被害者法律相談申込案件」という。）が業務方法書第70条の13に掲げる要件に該当しているか否かを確認しなければならない。

5 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談申込案件が業務方法書第70条の13に掲げる要件

## [資料3]DV等被害者法律相談援助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士との契約条項

に該当すると認めるときは、DV等被害者法律相談援助を行わなければならない。ただし、特段の事情があるときは、この限りでない。

- 6 第1項に規定する申込みを受けたDV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助の実施前に、DV等被害者法律相談申込案件が業務方法書第70条の13に掲げる要件に該当しないことが明らかとなつたときは、DV等被害者法律相談援助を拒絶する。

(DV等被害者法律相談援助の実施場所)

- 第12条 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者援助弁護士の事務所、センターの事務所及びDV等被害指定相談場所において、DV等被害者法律相談援助を行う。

- 2 DV等被害者援助弁護士は、高齢者、障害者若しくは18歳に満たない者であること又は前項に規定する相談場所から遠距離の地域に居住していることその他のやむを得ない事情により前項に規定する相談場所に赴くことが困難な者に対して、センターが所定の手続によりDV等被害者法律相談申込者の居住場所その他適宜の場所においてDV等被害者法律相談援助を実施することとした場合には、前項の規定にかかわらず、当該場所においてDV等被害者法律相談援助を行うことができる（以下この場合に行う援助を「DV等被害者出張相談援助」という。）。

(DV等被害者援助弁護士の義務等)

- 第13条 自己の事務所を実施場所とする法律相談援助又は前条第2項に規定する法律相談援助を行おうとするDV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談申込者に対し、相談日時その他の条件を指定することができる。

- 2 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助を行う案件について、DV等被害者法律相談申込者の実情に配慮し、処理するよう努めなければならない。

- 3 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談被援助者が業務方法書別表4のDV等被害者法律相談援助資産基準に定める者に該当しないと認めるときは、センターが行うDV等被害者法律相談被援助者に対する費用の請求に関し協力するよう努めなければならない。

- 4 民事法律扶助契約を締結しているDV等被害者援助弁護士は、自らがDV等被害者法律相談援助を行つ

た案件につき業務方法書第29条第1項第1号に規定する援助開始決定があったときは、受任者等となるよう努めなければならない。ただし、当該DV等被害者援助弁護士が業務の繁忙その他正当な理由により当該案件を受任又は受託できないときは、この限りでない。

(DV等被害者法律相談援助の拒絶又は中止)

- 第14条 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談申込者が前条第1項の規定による相談日時その他の条件の指定に応じないときその他DV等被害者法律相談申込者に不適切な行為のあるときは、DV等被害者法律相談援助を拒絶し又は中止することができる。

(法律相談票の作成・提出)

- 第15条 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助を行ったときは、直ちに、法律相談の概要を記載した書面（以下「法律相談票」という。）を作成してDV等被害者法律相談援助申込書と共に地方事務所長に提出しなければならない。

- 2 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助を行った日の翌日から14営業日以内に、地方事務所長に対し、DV等被害者法律相談援助申込書及び法律相談票を提出しないときは、当該期限を経過した理由を地方事務所長に申し出なければならない。

- 3 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者事務所相談援助又はDV等被害者出張相談援助を行ったときは、DV等被害者法律相談援助申込書に、DV等被害者法律相談被援助者が当該DV等被害者法律相談援助を受けたことを確認する当該DV等被害者法律相談被援助者の署名を得なければならない。

- 4 前項の署名は、DV等被害者電話等相談援助においては不要とする。

- 5 DV等被害者援助弁護士は、第3項に係るDV等被害者法律相談被援助者の署名を得ることができなかったときは、その理由を地方事務所長に申し出なければならない。

(不実施報告書の作成・提出)

- 第16条 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助の担当者に選任された場合において、選任の日の翌日から5営業日を超えた日に当該DV等被害者法律相談援助を行うこととなったとき（5営業日経過時点において相談日が未定である場合を含む。）

## [資料3]DV等被害者法律相談援助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士との契約条項

は、速やかに、その旨を地方事務所長に通知しなければならない。ただし、地方事務所長がその旨を既に了知している場合を除く。

- 2 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助の担当者に選任された場合において、当該DV等被害者法律相談援助を行わないこととなったときは、選任の日からの経過日数に関わらず、速やかに、その理由を記載した報告書（以下「不実施報告書」という。）を作成して地方事務所長に提出しなければならない。ただし、地方事務所長がその旨を既に了知している場合を除く。

（法律相談費の支払）

第17条 センターは、DV等被害者法律相談援助に携わったDV等被害者援助弁護士に対し、DV等被害者法律相談援助業務運営細則第18条第1項に規定する法律相談費を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、センターは、次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、当該法律相談の法律相談費を支払わない。

- 一 第15条第3項に係るDV等被害者法律相談被援助者の署名を得ることができなかつた場合において、その理由が合理的であると認められないとき又はその理由の申出がないとき。
- 二 DV等被害者援助弁護士が第15条第2項の期限内にDV等被害者法律相談援助申込書及び法律相談票を提出しない場合において、当該期限を経過した理由が合理的であると認められないとき又はその理由の申出がないとき。

（金銭の立替え・受領の禁止）

第18条 DV等被害者法律相談援助に携わったDV等被害者援助弁護士は、当該援助に関し、DV等被害者法律相談被援助者のために金銭を立替え又はDV等被害者法律相談被援助者から金銭その他の利益を受けてはならない。ただし、特別の事情があり、DV等被害者援助弁護士が地方事務所長の承認を得た場合は、この限りでない。

### 第4章 不服申立て・再審査に関する事項

（不服申立て）

第19条 業務方法書第70条の21ただし書による決定を受けたDV等被害者援助弁護士は、センターに

対し、不服申立てをすることができる。

- 2 前項の不服申立ては、決定の通知が到達した日から30日以内に地方事務所長に不服申立書を提出してしなければならない。

（再審査の申立て）

第20条 DV等被害者援助弁護士は、不服申立てに対して地方事務所長がした決定に不服がある場合には、理事長に対し、再審査の申立てをすることができる。

- 2 前項の再審査の申立ては、不服申立てに対する決定の通知が到達した日から14日以内に、不服申立てに対する決定をした地方事務所長に再審査申立書を提出してしなければならない。

### 第5章 DV等被害者法律相談援助契約に違反した場合の措置に関する事項

（契約に違反した場合の措置に関する事項）

第21条 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助契約に基づきDV等被害者法律相談援助業務に係る事務を取り扱う場合には、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準並びに業務方法書及びその下位規程に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 DV等被害者援助弁護士がその契約に違反した場合の措置は、次の三種類とする。

- 一 3年以下の契約締結拒絶期間を伴うDV等被害者法律相談援助契約の解除
- 二 DV等被害者法律相談援助契約の3年以下の契約締結拒絶期間の設定
- 三 DV等被害者法律相談援助契約の効力の2年以下の停止

- 3 センターは、DV等被害者法律相談援助契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、DV等被害者援助弁護士が法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準に違反し、その違反の程度が重大で、DV等被害者援助弁護士としての職責を著しく怠り、DV等被害者法律相談援助契約を継続又は締結することが相当ないと認めたときは、前項第1号又は第2号に規定する措置をとることができる。

- 4 センターは、DV等被害者援助弁護士に次の事由があり、DV等被害者法律相談援助契約に基づく業務を一定期間停止することが相当なときは、第2項第3号

## [資料3]DV等被害者法律相談援助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士との契約条項

に規定する措置をとることができる。

- 一 DV等被害者法律相談援助契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱い基準に対する違反の程度が軽微でなく、DV等被害者援助弁護士としての職責を怠ったとき。
- 二 DV等被害者法律相談援助契約で定める義務（法律事務の取扱いに関するものを除く。）を怠り、センターの事務に著しい支障を生じさせたとき。
- 5 第2項に規定する契約上の措置は、DV等被害者援助弁護士に対するセンターからの書面による通知によりその効力を生ずる。
- 6 センターが前項に基づく通知を、DV等被害者援助弁護士の事務所にファクシミリを利用して送信したときは、ファクシミリの送信日に前項の通知が到達したものとみなす。
- 7 DV等被害者援助弁護士は、センターが、当該弁護士に対する契約上の措置に関する手続の一環として、この契約条項その他センターにおいて定める規程に基づき、所属会又は日本弁護士連合会に対し、所要の通知を行い、調査を依頼し、又は意見を求めるに異議を述べない。

### 第6章 前章に規定する場合以外の措置に関する事項

（懲戒を理由とする措置）

- 第22条 センターは、DV等被害者援助弁護士が、弁護士法第57条に規定する除名、退会命令、業務停止の懲戒を受けたときは、前条第2項第1号又は第2号に規定する措置をとることができる。

- 2 前条第5項から第7項までの規定は前項の場合に準用する。

（心身の故障等を理由とする措置）

- 第23条 センターは、DV等被害者援助弁護士が、心身の故障等のため、DV等被害者援助弁護士としての職務の遂行に著しい支障がある場合には、契約締結拒絶期間を伴わないDV等被害者法律相談援助契約の解除措置又は期間を定めないDV等被害者法律相談援助契約の効力の停止措置をとることができる。

- 2 第21条第5項から第7項までの規定は前項の場合に準用する。

## 第7章 契約の終了に関する事項

（解約）

- 第24条 DV等被害者援助弁護士は、何時でもDV等被害者法律相談援助契約を解約することができる。
- 2 DV等被害者援助弁護士が前項に基づきDV等被害者法律相談援助契約を解約する場合には、その所属会の所在地に対応するセンターの地方事務所に対して解約申出書を提出しなければならない。
- 3 第1項に基づく解約の後であっても、センターが第21条第3項及び第22条第1項に定める事由に基づく契約上の措置（第21条第2項第2号の措置に限る。）をとることを妨げない。
- 4 DV等被害者法律相談援助契約の契約期間満了による終了後であっても、センターが第21条第3項及び第22条第1項に定める事由に基づく契約上の措置（第21条第2項第2号の措置に限る。）をとることを妨げない。

（当然の契約終了事由）

- 第25条 DV等被害者法律相談援助契約は、次に掲げる事由によって終了する。

- 一 DV等被害者援助弁護士が死亡したとき
- 二 DV等被害者援助弁護士が弁護士でなくなったとき
- 2 前項第2号による契約の終了後であっても、センターが第21条第3項及び第22条第1項に定める事由に基づく契約上の措置（第21条第2項第2号の措置に限る。）をとることを妨げない。

## 第8章 雜則

（申込書に記載した事項の変更）

- 第26条 DV等被害者援助弁護士は、第5条第1号から第3号まで又は第5号に掲げる事項に変更があったときには、遅滞なく、所属会の所在地に対応するセンターに届け出なければならない。
- 2 センターは、前項の規定による届出がない場合においても、第5条第1号から第3号まで又は第5号に掲げる事項に変更があったことを知ったときは、それらの事項につき変更の手続を行うことができる。
- 3 センターは、前項の変更手続をとったときは、遅滞

[資料3]DV等被害者法律相談援助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士との契約条項

なく、DV等被害者援助弁護士に対し、その旨を通知する。

(契約条項の変更)

第27条 DV等被害者援助弁護士が、この契約条項を変更した旨の通知をセンターから受けた後に、新たにDV等被害者法律相談援助を行った場合は、センターは、当該DV等被害者援助弁護士がこの契約条項の変更に同意したものとみなす。

(DV等被害者援助弁護士の情報の共有)

第28条 DV等被害者援助弁護士は、DV等被害者法律相談援助契約に関してセンターが保有したDV等被害者援助弁護士に係る次の各号に掲げる情報を、当該DV等被害者援助弁護士が所属する弁護士会及び日本弁護士連合会と共有することに、あらかじめ同意する。

- 一 氏名
- 二 所属会
- 三 登録番号
- 四 事務所名称及び住所
- 五 事務所電話番号及びファクシミリ番号
- 六 契約の有無及び登録されている名簿の種類
- 七 センターの利用者その他の者からの苦情に関する事項及びセンターが認知した法律事務取扱規程  
第6条又は第7条に規定する措置の要件に該当する事由その他措置の原因に関する事項

(DV等被害者援助弁護士の情報管理)

第29条 センターが保有するDV等被害者援助弁護士に関する情報は、本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、総合法律支援法第14条に規定するセンターの目的の範囲内で利用する。